

9月12日（金）

令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（33名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）
-----	-----	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	平居秀一
選挙管理委員会委員長	成合修
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県議会自由民主党の山下博三です。

通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、マダニ感染症の現状認識についてお伺いいたします。

8月19日、国立健康危機管理研究機構は、マダニが媒介するウイルス感染症——重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の今年の累計患者数が、最速値で135人になったと明らかにしました。2025年には既に過去最多を更新しており、これまで感染が確認されていなかった地域でも患者が報告されるなど、発生地域が全国に広がっております。この広がり背景には、地球温暖化などマダニの生息域が広がり、鹿やイノシシなどの野生動物の分布域拡大と関係があると考えられております。

宮崎県はSFTSの全国有数の発生地域であり、初めてSFTSの発生が確認された2013年から2025年7月までに119件の患者が報告され、そのうち31名が亡くなっております。

今年6月に県獣医師会総会が行われた折に、宮崎大学農学部教授、獣医学博士の岡林環樹先生から、本県のSFTSの発生状況を伺い、本県の取組についての課題等を話し合う機会がありました。極めて大きな課題と捉えたところで

ありました。

感染は県北地域から県南地域まで広く分布しており、農作業や庭仕事、散歩など、日常的な活動でも感染リスクがあります。最近ではペットからの感染報告もあり、我々の日常生活のすぐそばに致死性ウイルスが来ている危機的状況になっております。

近年では、関東や北海道など、これまで感染報告が少なかった地域でもSFTSの感染例が確認されており、全国的な感染拡大が進んでおります。これを受けて、北海道や東京都などでは、行政と連携した対応策が進められており、マダニから感染を防ぐための啓発活動や発症ペットの対応策が練られております。

本県はSFTSの多発地域であり、県民の健康を守るためには、マダニ対策が急務であります。県はこのような状況をどう捉えているのか、また、今後どのように対応していかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、高校教育についてお伺いいたします。

いわゆる高校無償化による県立高校への影響や、中学卒業者数の減少といった課題に加え、社会全体の急速な変化など、本県の県立高校を取り巻く環境は、かつてないほど大変厳しい状況にあると思います。

このような状況の中、将来、本県の教育水準を維持し、子供たちが希望を持って学ぶことのできる教育環境を整備していくことは、喫緊の課題であります。私自身、この変化の波の中で、本県の県立高校がその魅力を維持し、地域社会において、その役割を十分に果たし続けることができるのか、深く憂慮いたしているところであります。

そこでまず、県立高校全日制の定員と入学者数の現状について、教育長へお伺いいたしま

す。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

第八次農業長期計画は、令和3年から12年までの10か年計画としてスタートしております。令和7年度は、後期5か年計画の見直し作業に入っておられると思います。スタートしてから今年度までのこの5年間は、本県農業にとって、過去経験したことのないような生産原価高騰による影響を受けております。

例えば為替相場は、計画策定当時は1ドル110円程度でありましたが、直近では1ドル約147円と、長引く円安が燃油や飼料など様々な生産資材の価格高騰の大きな要因となっております。物価高騰は特に畜産農家への影響が大きく、離農する農家が増加し、荒廃農地の増加や子牛の出荷頭数が大きく減少するなど、危機的状況にあると認識しております。

さらに追い打ちをかけているのが温暖化現象であります。先月18日から20日まで、東京にて県議会自民党会派中央研修会が行われました。その研修会で、東京農業大学の客員研究員、赤井田幸男氏より、「地球温暖化と宮崎県の農業」というテーマで講演をいただきました。

その先生の講演の中で、台風や豪雨、異常な高温の頻度が増加し、気温、降水パターンの変化によって農業生産が甚大な被害を被っているが、農業は、温暖化問題の被害者であり、加害者であり、救いの女神でもあると述べておられました。

加害者とは、世界の温室効果ガスの12%が農業から出ていること、一方で、救いの女神とは、堆肥の投入などを通じて、土壌が巨大な炭素貯蔵庫になり得ることを指しているとのことでありました。

被害者については、北海道では、今年6月29日からの1週間、平年の気温より3度も高く、観測史上最高を記録していること、高温は全国的な傾向であり、水稻の品質低下はもとより、野菜の高温被害、果実の着色不良等の問題が年々大きくなってきていること、日本一のサクランボの生産を誇る山形県でも、主力の佐藤錦が高温障害を受け、収量が3割以上減っているとのことであります。

温暖化の影響は、本県においても、農畜産物の生産量や品質の低下などが確認されております。現在、県では、農業長期計画を見直し、後期計画を策定中ではありますが、このような大きな環境変化や新たな課題にしっかりと対応していく必要があると思います。

そこで、本県農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、後期計画の方向性とその実現に向けた取組について、知事の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後は質問者席より続けてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、本県のSFTS(重症熱性血小板減少症候群)の現状についてであります。

SFTS患者の発生件数は、令和7年7月末時点で本県が全国で最も多い状況となっております。また、平成25年以降、31名の方が命を落とされたことにつきまして、SFTSの感染防止をはじめ、県民の命と健康を守ることが私の最も重要な責務でありますことから、このことを大変重く受け止めているところであります。

マダニ対策としましては、まずは感染を防ぐことが最も重要でありますことから、県では、県民の皆様に対し、屋外で作業をする場合には、長袖、長ズボンを着用するなど肌の露出を

少なくする、マダニに刺されないための対策について啓発するとともに、万が一刺された場合、異常を感じた際の早期に医療機関を受診することの必要性について、分かりやすくお伝えするなど、県全体で予防意識を高める取組を進めているところであります。

今後とも、県民の皆様がSFTSにより健康を害し、大切な命を落とすことがないよう、市町村、関係医療機関、獣医師会との緊密な連携を図り、しっかりと対策を講じてまいります。

次に、第八次農業長期計画についてであります。

議員御指摘のとおり、本県農業を取り巻く情勢が現行計画を策定した5年前から大きく変化し、急速な人口減少や物価高騰、温暖化等の厳しい状況が今後も継続することを前提とした対応が急務と考えております。

このため後期計画では、これらの課題に対応した強い農業の実現に向けて、次世代を担う人材の確保、生産性の高い農業の展開、持続性の高い農業・農村の実現という3つの視点で、農地の集約、区画拡大や温暖化に対応した品種開発などに、今後5年間で集中的に取り組んでまいります。

さらに、地域別の将来像や施策等を市町村と連携し取りまとめる地域プランの項目の中で、例えば北諸県地域では、畜産や加工・業務用野菜におけるスマート農業技術の活用や、大規模農業法人を核とした産地づくりなど、地域の特色を生かした取組を進めることとしております。

県としましては、今の厳しい現状をしっかりと受け止め、本県農業を魅力ある産業として次世代へ確実につないでいくため、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。県立高校全日制の募集定員と入学者数についてであります。

県立高校の全日制における令和7年度の募集定員は7,320名で、中学校卒業予定者数約1万人のおおむね7割となっております。

また、入学者数は6,389名で、昨年度と比べ微増となっておりますが、充足率はここ数年、おおむね9割ほどで推移しております。

本県では、令和10年度に中学校卒業予定者数が1万人を切る見込みであることから、昨年度改定した宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、地域の学びを維持していくために、募集定員についても、引き続き適切に検討を行う必要があると考えております。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

次に、マダニが人体に及ぼす影響について、3問、福祉保健部長にお伺いしてまいります。

マダニに刺されることでSFTSウイルスに感染すると、発熱、倦怠感、消化器症状、神経症状、出血傾向などを引き起こし、致死率は20～30%に達するそうであります。特に高齢者は重症化しやすく、早期診断と早期治療が重要となります。

現在、有効なワクチンはなく、予防は、マダニに刺されないこと、発症ペットに接触しないことが最も重要となります。

自然豊かな宮崎では、SFTS感染リスクは非常に高いと思われますので、県民や医療現場への十分な啓発活動が必要かと思いますが、その取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、マダ

ニに刺されないこと、また発症ペットに接触しないといった啓発の取組について、ホームページや県政番組等による周知を行っております。

さらに、マダニの活動が活発になる春から秋の時期には、森林組合やホームセンター等にポスターやリーフレットを配布したり、市町村を通じて、重症化リスクの高い高齢者を対象に講話を行うなどの啓発を行っております。

また、医療現場では、患者からの二次感染防止のため、従事者に感染事例を共有し、感染予防策を徹底していただくよう周知を図っております。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民や医療現場への啓発に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、犬猫などペットへの感染と人への感染リスクについてお伺いいたします。

犬や猫もSFTSに感染し、特に猫では致死率が約60%と高く、感染した動物の体液を介して人に感染する事例も報告されております。

2025年には、三重県で感染猫を診察した獣医師が死亡する事例も発生しており、宮崎県では2018年に、既に猫からSFTSが獣医療者に感染することについて報道がなされております。

人のSFTS発症の少なくとも10~20%は、動物由来と言われております。今後のSFTSの対応は、ペットから人への感染リスクを考慮し、動物の健康管理とマダニ対策が重要となります。

このようなことから、SFTSウイルスの病原性の高さから、開業動物病院における診察の範疇を超えたリスクがあると考えられます。

県として、ペットを介した感染予防のために、獣医療関係機関との連携強化をどのように

進めていかれるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ペットから人への感染防止対策につきましては、まずは、ペットがマダニに噛まれないための対策が最も重要となります。このため、飼い主に対し、県ホームページや市町村、獣医師会、動物病院などを通じ、ペットの室内飼育の推奨や、散歩の後のペットの体表チェックなど、感染防止対策の周知に努めているところでございます。

また、ペットがSFTSを発症した際は、隔離も有効な対策であります。県獣医師会によりますと、県内には、SFTS発症動物が入院できる動物病院は、ほとんどないと伺っております。

県としては、今後、飼い主への啓発と併せ、獣医師会などと協議を行うなど、感染予防のための連携強化に努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。次に、具体的対策についてお伺いします。

先ほど御紹介いたしました宮崎大学の岡林教授によりますと、宮崎大学農学部附属動物病院では、SFTS発症動物の受入れは隔離体制が整っているそうであります。しかし、施設拡充、人員確保、飼い主の入院費用負担などの課題があるとのことでもあります。県での動物隔離対応策の立案時に、大学や宮崎県獣医師会との連携も重要ではないかと思っております。

SFTS発症動物の隔離対応は、感染拡大防止の観点から極めて重要であります。

宮崎大学動物病院の受入れ体制充実に向けた支援や、飼い主の負担軽減に向けた支援も視野に、動物隔離対策を検討する必要があると思いますが、県の考えについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、感染防止対策として、ペットの室内飼いの徹底を啓

発しておりますが、ペットが感染した際は隔離が重要となります。

一方で、費用が高額になりますことから、飼い主に対し、民間のペット保険加入など、有事への備えを推奨することとしております。

また、県内に隔離施設を有する動物病院はほぼない中で、宮崎大学農学部附属動物病院の隔離施設の果たす役割は、大変重要であると認識しております。

県としましては、今後、人と動物の感染症防止に向け、医師会や獣医師会及び宮崎大学などと連携強化を図りながら、動物隔離対策の在り方を検討してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。このところ連日、SFTSについては、新聞、テレビ等で大きく報道がなされております。命に関わる大きな課題でありますので、対応方よろしく願いしておきたいと思います。

次に、県立高校の現状と目指す姿について、5問、教育長にお伺いしてまいります。

先ほど、壇上にて教育長が「宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、今後も魅力ある学校づくりを行う」と答弁されましたが、県立高校における普通科系学科と職業系専門学科は、今後の社会の変化を見据え、それぞれどのようなビジョンを描いておられるのでしょうか。

そこで、今後の県立高校における普通科系学科と職業系専門学科、それぞれの学びの方向性についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 社会状況が目まぐるしく変化し、先行き不透明な中、本県の将来を担う高校生に対して、自ら問いを持ち、学びに向かい、深く考える力を育む教育に取り組んでおります。

さらに、普通科系学科におきましては、大学や専門学校等への進学に必要な学力を育むとともに、一人一人の能力や進路目標に応じた個別最適な学びを進めております。

また、職業系専門学科におきましては、実践的・体験的な学習活動を通して、地域産業の担い手となる人材や高度な専門性を備えた職業人の育成を進めております。

なお、公立高校生徒数に占める職業系専門学科の在籍者数の割合は、全国平均3割に対して、本県は5割であり、全国で最も高い割合となっております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたが、公立高校の生徒数に占める職業系専門学科の在籍者数の割合は、全国平均3割に対し、本県は5割とのことでした。職業系専門学科といえば、農業系、商業系、工業系、水産系、福祉系などが代表的なものになると思いますが、調べてみますと全国1位ということであり、大変素晴らしいことだと思います。ぜひ、全国1位を誇る本県の強みを生かした専門教育を展開し、高度な専門性を備えた、地域や社会で活躍できる人材の育成を図っていただきたいと思います。

農業においては、エネルギーや肥料・飼料等の資材が高騰し、気候変動により、農畜産物の生産量や品質は不安定な状況となり、農業経営を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。そのような中で、農家戸数はさらに減少することが見込まれており、今後、我が国の食料生産をいかにして持続的なものにしていくかが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決していくには、次代の農業をつくり上げる人材の育成がとても重要であります。私は、農業教育の果たす役割は非常に

大きいと考えております。

そこで、県内の農業教育について、まずは、県内の農業系高校の学生の在籍状況についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県で農業を学ぶことができる学校は、県内各地域に8校あり、在籍者数は1,597名となっております。

全高校生に占める割合は5.5%であり、全国平均の2.3%を大きく上回っております。

なお、本県の私立高校には、農業の学科を設置している学校はありません。

○山下博三議員 ありがとうございます。

「農は国の基なり」という言葉がございます。言うまでもなく、国民の命を守り、国土を守る上では、食料が安定的に供給されることが必要であり、その持続可能性は、自国の農林水産業があってこそ成り立つものであります。

先ほど、本県は全国平均よりはるかに農業系学生の在籍が多いとの答弁がありましたが、農林業を支える人材を育成する農業教育が、本県では全国トップクラスの規模であることは大変誇らしく、このことは、まさに農業を基幹産業とする宮崎県ならではの特色だと思います。

そのような本県だからこそ、農業系高校は、将来の農業に夢や希望を持った意欲あふれる志の高い人材が集まる学校でなければなりません。そのためには、農業教育のさらなる魅力化を図る必要があるのではないかと考えます。

現在の農業が抱える諸課題を解決するものとして、スマート農業が注目されており、農林水産省も昨年度にスマート農業技術活用促進法を制定し、これを強力に推進しております。

私は、スマート農業を農業教育に積極的に取り入れることで、農業教育の魅力と特色化が図られ、本県農業の維持発展がなされるものと考え

ております。

そこで、スマート農業に対応できる人材育成が必要だと思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） スマート農業は、高齢化や担い手不足が農業の喫緊の課題となる中、生産性や品質を向上させる取組であると認識しております。

そのため、スマート農業に対応できる人材を育成することは、本県のこれからの農業振興を図る上で非常に重要であると考えています。

また、学校現場で実際にICTやAI、センシングやロボット等の最先端技術を駆使した学びを実践することで、子供たちの農業への興味・関心がこれまで以上に高まり、農業に従事することに夢や希望を持つことができるものと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。教育長の認識は大変よく分かりました。ぜひ、農業教育においてスマート農業を推進し、未来の農業に希望を持った優秀な生徒が多く集まる、魅力的な農業教育の展開につなげていただきたいと思います。

先ほどの答弁において、県内には農業を学ぶ学校は全部で8校あると伺いました。

学校現場でスマート農業に取り組む上での課題についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、文部科学省及び農林水産省の事業を活用し、ドローンやロボットトラクター、牛の分娩監視システム、デジタル制御による食品加工機器類などを各学校に導入しております。

一方で、圃場が小規模であることや、同一区画で多くの作物を栽培していること、また、購入した機械を活用する畜舎や温室そのものが老

朽化していることなどから、授業や実習において十分に活用できていない状況もあります。

また、農政水産部と連携した教員研修等を実施しておりますが、高度な機械を活用できる教員が不足している状況にもあります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

スマート農業は新しい農業の形であり、その普及に向けては、導入コストや技術を活用する力など、様々な課題があるのも事実であります。当然、日々教育面で様々な業務に取り組まれている先生方が、すぐに新しいスキルを身につけられるわけではないと思います。だからこそ、スマート農業教育の展開は、学校だけで進められるものではないと考えます。

今後のスマート農業教育の推進について、スマート農業最先端企業、例えば、ヤンマー、クボタ、井関等の農機メーカー、ドローン企業、AI、ICTを駆使した施設園芸や畜産等の農業関連企業や関係機関等と一体となって取り組む必要があると思いますが、考え方をお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 現在、都城農業高校をはじめ各高校において、企業や農業法人との連携の下、スマート農業機械を活用した実習を行っております。

企業等と連携した取組を進めることで、先ほど申し上げました学校現場の課題の解決につながるほか、農業技術は日々進歩していることから、最先端技術を学ぶ機会ともなります。

今後とも、企業等との連携をさらに図り、より効果的かつ充実したスマート農業教育を進めていきたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、農業関連企業や関係機関等が一体となって展開できる教育体制づくりを進めていただき、先生が夢を語り、子供たち

が夢を持てる農業教育を実現してください。どうぞよろしくお願いいたします。

実は私自身も、県内8校の農業系高校、高千穂、門川、高鍋農業、宮崎農業、本庄、都城農業、小林秀峰、日南振徳を全て訪問し、この目で農業教育における状況や学校農場等の現場を確認するとともに、農業の先生方から現状を伺ったところであります。先生方の大変熱心に農業教育に取り組んでおられる姿、先ほど教育長が言われたとおり、課題が生じていることも認識いたしました。

その中で特に印象的であったのは、農業実習施設の老朽化であります。多くの学校で、40～50年前、最も古いもので60年前の施設を、いまだに主たる施設として使用していることであります。これは、スマート農業を推進する上で大変大きな課題だと思っております。将来の農業経営者を目指す生徒たちを教育できる環境はありません。

また、先ほど教育長が言われたとおり、スマート農業の技術は日進月歩で進化しております。最先端の学びを行うには、対応する機械等の導入や更新も大きな課題であります。こうした課題は、本県のみならず、全国の農業高校にも共通するものと聞いております。

我が国の農業の食料安全保障を確固たるものにしていくためには、次世代の農業を担う人材育成の充実に全国的な課題として取り組むべきであると強く感じます。その課題解決のためにも、全国知事会で問題提起し、議論を進めるとともに、国からの財政支援も重要であると思っております。

そこで、新たなスマート農業教育の展開に向けて、国への働きかけが必要だと思っておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化等の進行によりまして、農業の従事者数の減少に歯止めがかかっておりませんことから、担い手の育成を行う農業系高校への期待はますます大きくなるものと考えております。

しかしながら、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、農業系高校におけるスマート農業の教育環境には課題が多くありますことから、効果的かつ充実した教育を提供する上で問題を抱えているものと認識しております。

生徒が農業に大いなる魅力を感じ、賢く稼げる農業を将来実践していくためにも、スマート農業をはじめ、最先端の知見や技術に基づき、学校の施設や機器の整備、教員の指導力の向上を図ることが不可欠であると考えております。

G7の農業大臣会合が行われた際に、宮崎農業高校におきまして、スマート農業のデモンストラクションがございましたが、子供たちがそれを見て歓声を上げている、わくわくしている様子が伝わってまいりまして、やはりそういう子供たちへの刺激、そしてわくわく感、農業に対する期待感を持たせることは、大変重要であると感じました。

農業は我が国の食料安定供給の根幹であり、農業教育の充実是全国共通の課題であります。

我が国の食料供給の一翼を担う本県の知事として、全国知事会とも連携を図り、国に対し、農業教育のより一層の支援を強く訴えてまいります。

○山下博三議員 若者が夢と誇りを持って農業に取り組む姿があつてこそ、本県農業の未来に光が差し込みます。そのような未来を願ってやみません。ぜひ、日本の農業教育の発展に向けて、全国でも有数の食料供給産地である本県から強く要望していただきますよう、再度知事に

お願い申し上げておきたいと思っております。

これより農政問題についてお伺いしてまいります。

地域計画は、今後の農地利用を考える上で非常に重要なものでありますが、地域計画の区域内で将来の耕作者が決まっていない農地が、今年3月末時点で県全体で約24%、北諸県地域では約44%と見込まれております。

また、令和5年度の国のデータによりますと、既に県内には3,120ヘクタールもの荒廃農地が存在しております。今後、農業者数が減少する中で、耕作者が決まっていない農地が荒廃農地となってしまうのではないかと非常に心配しております。そうならないためにも、農地を大規模に利用する農業法人等の担い手が協調し、農地交換などを通して、農地を集積・集約化することが重要であります。

そこで、担い手の農地集積・集約化に向け、県はどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業者が減少する中、農地を維持するためには、農業法人を含めた意欲ある担い手へ農地を円滑に集積・集約することが重要であり、県は、その調整役として、各地域での取組を支援しております。

具体的には、川南町の農業法人に対し、将来耕作したいエリアの地図への落とし込みや、集約化に向けて話合いの場の調整を行ったところ、2.8ヘクタールの農地交換につながっております。

また、都城市では、市や農地バンクとともに、地域計画の見直しの場を設けたところ、規模拡大を目指す水稻農家と畜産農家との間で、作業の効率化のための農地交換の話合いが始まりました。

今後とも、こうした取組を進め、集積・集約の動きを県全体に波及させてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。生産基盤である農地を守るためにも、地域を牽引する担い手に農地を集積することはもちろんのこと、生産性を高められるよう、集約化の取組が必要不可欠であります。第八次後期計画の取組むべき最重要課題であると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、米について伺ってまいります。

全国の多くのスーパーの棚で米が消えた令和の米騒動。米が品薄となった状況については、様々な要因が考えられます。生産面では、民間在庫量が少ない中、令和5年産及び6年産の米が、夏の猛暑による品質低下で精米の供給量が減少し流通量が減ったこと、また消費面では、物価が高騰する中、パンや麺類などに比べて米は値頃感があることから購入が進んだことや、外国人観光客、いわゆるインバウンド需要で米の消費が増加したことなどが要因として考えられます。

国は、「新米が順次供給され、円滑な米の流通が進めば、価格は落ち着いてくる」と発言しましたが、そうはならなかったため、米の流通の円滑化を目的に備蓄米が放出され、その結果、全体的に米の価格はやや下がったと感じております。

そこで、今年の米の価格動向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国が公表している全国のスーパー等における平均小売価格は、今年7月現在で5キロ当たり3,575円であり、最も高かった5月からは700円程度安く、昨年同月に比べ1,200円程度高くなっております。

また、報道等によりますと、JAが農家に提示する価格、いわゆる概算金について、令和7年産は、全国の各産地で60キロ当たり2万円後半から3万円前半となっており、昨年と比較し、1万円から1万3,000円程度高くなっております。

なお、本県の令和7年産早期水稻の概算金も3万円程度で、全国と同様に昨年より高い状況になっております。

○山下博三議員 本県の水田のうち、水稻の作付面積は、過去10年間、2万3,000ヘクタールほどの横ばいで推移しており、その内訳は、主食用米が年々減少、加工用米や飼料用米、WCS用稲等が年々増加の傾向にありました。

しかしながら、令和7年において、米価格高騰を背景に、主食用米の作付面積が昨年に比べ約1,000ヘクタールほど増加した一方で、加工用米が約500ヘクタール、飼料用米が約100ヘクタール、WCS用稲が約600ヘクタール減少する見通しとなっております。

供給先である酒造メーカーや畜産農家にとっては大きな影響が懸念され、主食用米と原料用米等との生産の両立が重要であると思います。

また、地域では、高齢化により担い手が急速にいらなくなっており、いかに水田を守り、農業を続けられる環境をつくっていくのか、大きな課題であると思います。

そこで、本県における水田農業の振興について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手が減少する中、水田農業の振興のためには、受皿となる経営体と地域農業を支える小規模農家への支援を両輪で行うことが重要であります。

このため県では、経営体の規模拡大に向け、農地の集約や区画拡大を進めるとともに、自動

操舵トラクター等のスマート農業機械の導入などを支援しております。

また、中山間地域の家族経営体や水田農業の維持のため、日本型直接支払制度等の活用による農地・水路管理などの共同化や、作業受託組織の育成等に取り組んでおります。

これらに加え、産地交付金等を活用した耕畜連携の取組や、酒造メーカーとの契約による原料米の供給を進めるなど、バランスのよい安定した米づくりに努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。昨今の米の品薄や価格高騰により、消費者への米の安定的な供給に課題が生じ、食料としての米の大切さが社会に改めて認識されました。

しかしながら、資材価格高騰による厳しい農業経営に加え、不安定な米需給の動向や備蓄米の放出等、大きな環境の変化により、今後の米価格下落等について、生産者から不安の声が聞かれております。

これからも生産者が安心して米生産に取り組むには、再生産可能な価格での流通と、主食用をはじめとした米の安定した生産・供給体制が必要であります。

米政策はこれまで国が主導してきており、安定した米づくりには国の支援が欠かせないと考えますが、国に対してどのような要望をしてくれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の主食である米につきましては、これまで国が交付金等によりまして需給調整を行っており、食料安全保障の観点から、これからも国において、農家が安心して生産し、消費者が納得する価格で安定的に供給される状態を確保していくことが重要であると認識しております。

本県においても、これまで、交付金等を活用

し、主食用米はもとより、全国屈指の畜産業や焼酎製造業の需要に応えるため、飼料用米や加工用米等の生産を推進してまいりました。

現在、国では、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、水田政策を根本的に見直すなど、集中的な構造転換を進めていくこととしております。

米づくりの大きな転換期にある中、国に対しては、精度の高い需給予測に基づき、米が合理的な価格で安定的に供給される仕組みづくりや、需要に応じたバランスのよい米づくりに必要な財源の確保などを要望してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

続きまして、県産牛肉の輸出についてであります。

私の地元でありますＪＡ都城管内では、令和6年の肉用牛繁殖農家戸数は、令和2年と比べ319戸、繁殖雌牛頭数は何と3,065頭減少しております。国内でも有数の肉用牛産地である都城地域においても、宮崎牛の基となる生産基盤が大きく縮小しております。

生産基盤の縮小は、宮崎牛ブランドの維持にも影響を与えるものであり、このような状況が続くと、産地が崩壊するのではと大変危惧しております。

そこで、県内の肉用牛繁殖農家戸数と繁殖雌牛頭数の推移について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県内の肉用牛繁殖農家戸数は、国の畜産統計によりますと、令和2年の5,100戸から令和7年には3,730戸と、約1,400戸減少しておりますが、これは農家の高齢化等が要因と考えております。

また、繁殖雌牛頭数につきましては、令和2年の8万2,900頭から令和5年には8万6,000頭

まで増加しておりましたが、令和7年には8万900頭と、直近2か年で約5,000頭減少しております。これは、長引く子牛価格の低迷や生産コストの高止まり等が要因と考えております。

○山下博三議員 本県においても、直近の2年間で繁殖雌牛頭数が大きく減少していることが分かりました。私は、肉用牛繁殖農家や繁殖雌牛頭数が減少する背景として、長引く枝肉価格の低迷と連動した子牛価格の低迷が大きな要因と考えております。

近年の物価高による消費者の節約志向から、牛肉の高級部位であるサーロインやロース等のロイン系は、特に国内では消費が落ち込んでおります。一方、海外においては、そのニーズがあることから、輸出をさらに伸ばし、枝肉価格を安定させる取組も重要と考えております。

そこで、県産牛肉の輸出量について、主要な輸出相手国・地域別の状況も含めて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県産牛肉の輸出量は年々増加しており、直近の令和6年度では、1,425トンと過去最高を記録したところであります。このうち、主要な国及び地域への輸出量は、台湾が473トン、アメリカが387トン、香港が236トンであります。

また、これらの国及び地域において、日本からの牛肉輸出量に占める県産牛肉の割合を見ますと、国の農林水産物輸出入統計に基づく県の推計になりますが、台湾、アメリカへの牛肉輸出量のそれぞれ約2割、香港への牛肉輸出量の約1割を県産牛肉が占めております。

○山下博三議員 ありがとうございました。

今、農政水産部長から県産牛肉の輸出について御答弁をいただきましたが、県産牛肉の輸出が順調に推移しているのは喜ばしいことだと

思っております。

その一方で、さらに県産牛肉の輸出を伸ばすためには、新たな輸出先を見つけていくことも必要であると考えております。

そのような中、ジェトロの報告によりますと、世界には約19億人のムスリムがいると言われております。特に、ムスリムの人口が多い東南アジアや中東などは、県産牛肉の輸出拡大の可能性を感じております。

今年の5月に、私たち環境農林水産常任委員会は、県内初のハラール対応処理施設となる株式会社S E ミート宮崎の施設での調査を行いました。施設では、イスラム教の戒律にのっとって処理される工程等について視察し、改めてイスラム圏諸国への輸出、いわゆるハラール向けの輸出に大きな期待を持ったところであります。

そこで、県産牛肉のイスラム圏向け輸出の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） ハラール対応の食肉処理施設が完成した昨年2月以降、国ごとに必要な輸出施設の認定手続きが進められており、本年1月には、本県初となるイスラム圏への輸出がカタールに向け開始されました。その後、3月に現地で開催した宮崎牛レセプションを契機に、徐々に取引が増えてきたとの報告を受けております。

また、インドネシアやUAEにおいても、現地政府による審査が進んでいると伺っており、さらなる輸出拡大が期待されます。

今後とも、事業者等と連携し、輸出が見込まれる相手国での販売ルート構築を支援するとともに、新たな国の輸出が開始された際には、速やかにプロモーションを実施するなど、県産牛

肉の輸出拡大に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

最後の問いになります。

本年7月11日には、牛肉の中国への輸出再開の道が開かれたとの報道がありました。中国は、日本でのBSE（牛海綿状脳症）発生を受け、平成13年から日本産牛肉の輸入を停止しておりますが、令和元年に当時の駐日中国大使がミヤチク都農工場を視察された際には、「宮崎牛を含む日本の農業製品が一日も早く中国の消費者の食卓に届くよう誠意ある努力をしていきたい」と語られております。

その後、報道によると、国は、令和2年に予定していた中国の国家主席の来日に合わせ、輸出再開を目指しておりましたが、新型コロナの感染拡大により中止となったところであります。このような中、今回の日中間の動きは、輸出再開を大きく前進させるものと期待しております。

そこで、県産牛肉の中国輸出に向けた現状と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国内での牛肉需要が伸び悩む中、世界有数の牛肉消費国である中国は、重要な輸出相手国と考えており、輸出再開に対する農家や事業者の期待も大きいと認識しております。

先般、日中間で動物衛生検疫協定が発効されたところではありますが、実際の輸出再開までには、今後、生産農場や屠畜場等における衛生面の評価、輸出条件の設定など、2国間による具体的な協議が必要と聞いております。

県としましては、今後の動向を注視するとともに、輸出再開の見通しが立った場合に速やかな輸出が実現できるよう、事業者が行う輸出施

設の認定に必要な手続を支援するなど、国や関係団体と連携しながら、しっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。民間の調査会社やジェトロによりますと、中国で約1億人いると言われる富裕層が国民総資産の約9割を保有しており、また、日本産食品への関心も非常に高いようであります。このようなことから、中国への輸出が再開された際には、県産牛肉の輸出が大きく拡大することを期待しております。

今回の吉村教育長への質問において、過去、教育委員会が取り組んでこられた長い歴史の中で、職業系専門学科と普通科系学科の割合が5対5となっていることを初めて私も知りました。中でも、農業系学科の在籍者数が全国平均の倍以上であることは誇るべきことであり、農政水産部の皆さんも、このことを十分理解した上で、農業政策を推進していただくようお願い申し上げます。

農業系高校のスマート化に向けては、農地の大区画化、ハウス等の施設整備、機械の導入等、多額の予算が必要となります。食糧不足は目の前に見えており、食料安全保障の観点からも、スピード感を持って取り組んでいただくことを要望申し上げ、今回の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問させていただきます。

初めに、最低賃金引上げに関して伺います。

昨日の会派公明党、重松議員の代表質問と重なりますが、改めて質問させていただきます。

先月8月25日、宮崎県地方最低賃金審議会か

ら、本県の最低賃金を952円から71円引き上げ、1,023円とする答申がありました。中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安64円を大幅に上回る引上げとなります。

地方審議会の専門部会では、7時間半にも及ぶ長時間の議論になったとの報道がありました。労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれの立場で熱心に議論いただいた審議会委員の皆さんに心から敬意を表します。

最低賃金の引上げについては、昨今の止まらない物価高に対応するため、また、労働力の県外流出を防止するため、他県の状況等も踏まえながら議論されます。

9月4日に出そろった全都道府県の最低賃金改定額は、初めて全国で1,000円を突破しました。しかし、本県の最低賃金改定額1,023円は、高知県、沖縄県とともに全国で最も低い額となっています。近隣の大分県や熊本県では1,030円を超える改定となり、昨年に比べ大きく差が開くこととなりました。

最低賃金額は、初任給等にも大きく影響を及ぼします。さらなる若者の県外流出も心配されます。

最低賃金の引上げについては、直接的に県が関わることはありません。しかし、昨今は、地域間格差の是正や人材流出防止等の観点から、知事が審議会へ引上げを要請する動きも見られます。今年度も佐賀県や福井県などで、審議会への要請書を提出し、引上げを訴えています。県の経済を引っ張っていくトップリーダーとして、賃上げに関しての姿勢を強く示したものと理解し、危機感も伝わってまいります。

それでは、こうした全国的な最低賃金の引上げに関する動きを受けて、今回の最低賃金の答申について、知事の所感をお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

本県では、現在の最低賃金額から71円引上げの時間額1,023円とする旨、宮崎地方最低賃金審議会から労働局長に対して答申されたところでありまして、引上げ額は過去最大、本県で初めて1,000円を超えるものと承知しております。

最低賃金の引上げは、労働者の生活の安定や地域格差の是正などのために重要な課題でありまして、政府は、2020年代に全国平均1,500円という高い目標を掲げております。

一方で、原材料費の高騰など、厳しい経営環境にある中小企業等に対しては、事業継続や雇用維持等への影響を考慮する必要があります。

最低賃金の改正に当たりましては、地方審議会において、本県の景気動向等を総合的に勘案しながら、公労使の代表委員において慎重に調査審議を重ねられ、今回の答申に至ったものと受け止めております。

国におきましては、最低賃金の引上げに対応する中小企業等に対して、様々な対策を講じるとの方針を示されておりますので、県としては、その動向をしっかりと注視しながら、必要に応じて対応を検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。今年度の改定で本県もようやく1,000円を超えることとなりましたが、まだまだ物価高に対応できる金額とは言えません。人材流出の防止、また地域間格差の是正のためにも、来年度の最低賃金引上げにおいては、河野知事が強いリーダーシップを発揮されることを期待いたします。

次に、認知症施策についてお伺いします。

9月21日は「認知症の日」、9月は認知症月間です。高齢化が進展する我が国において、認知症とどう向き合い、支え合う社会を構築していくのか、大変重要な課題です。

認知症の人及び家族の方が、地域において安心して日常生活を営むことができる社会のため、国の認知症施策推進大綱において、認知症サポーターの養成や、サポーターがチームを組み、早期からの支援等を行うチームオレンジの整備が目標に掲げられています。

それでは初めに、チームオレンジの概要及び県内の整備市町村数について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） チームオレンジは、認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援を行うため、市町村が地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズを、認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組みであります。

県内の整備市町村数は、令和7年4月現在、7市町であります。

○永山敏郎議員 現在の整備市町村数が7市町ということで、これも徐々に増えているということですが、チームオレンジについては、第2次宮崎県認知症施策推進計画において、2026年度（令和8年度）末で12市町村での整備を目標としております。

目標達成に向け、かなり力を入れなければならないと感じますが、チームオレンジの整備に向けた課題及び未整備市町村へどのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） チームオレンジの整備に当たっては、立ち上げの推進役となるコーディネーターの育成や、チームの目的や

整備の必要性について、地域住民へ十分な周知が図られていないことが課題であると考えております。

このため県では、全市町村を対象としたコーディネーター向けの研修を行うとともに、地域に直接出向いて、住民向けの講座を開催するなど、チームオレンジの普及啓発に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、このような取組を通して、市町村によるチームの整備を推進してまいります。

○永山敏郎議員 引き続き、市町村と連携して、推進のほうをよろしく願いいたします。

さて、厚生労働省は、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、7人の認知症の方本人を希望大使として任命しています。

希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への協力や国際的な会合への参加、「認知症とともに生きる希望宣言」などの紹介に取り組まれています。

また、こうした取組を地域にも広げようと、都道府県ごとに地域版希望大使を設置することを目指しています。

それでは、地域版希望大使についての県の考えと任命に当たっての課題について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 地域版希望大使を任命し、認知症の当事者と一緒に普及啓発活動に取り組むことは、認知症の知識や認知症の人への理解を深めるために有効であると考えております。

地域版希望大使は、認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという当事者の思いを、講演会等で地域住民に向けて発信することが求められますが、認

知症を抱えながら普及啓発活動に取り組むことには大きな負担を伴うことから、この役割を担う人材の確保が課題となっております。

○永山敏郎議員 地域版希望大使は、令和7年6月30日時点で26都道府県に91名が任命されております。九州管内で地域版希望大使が任命されていないのは、本県と福岡県のみとなります。県内の認知症地域支援推進員や、認知症の人と家族の会とも連携し、任命を進めていただきますようお願いいたします。

さて、認知症の発症には個人差があり、65歳未満で発症した場合、若年性認知症と診断されます。県内の若年性認知症の患者数及び課題とその方々への支援状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 65歳未満で発症する若年性認知症の県内の患者数は、令和2年3月に厚生労働省が公表したデータから推計しますと、約320人であります。

また、若年性認知症の方は、現役世代で発症することから、仕事を続けられなくなることに伴う経済面の負担や、認知症高齢者と比較して、接する機会が少なく、社会的な理解が進んでいないといった課題があります。

このため県では、地域住民向けの講演会を開催するなど、普及啓発に取り組むとともに、認知症の人と家族の会宮崎県支部に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉・就労に関する相談にワンストップで対応するなど支援に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 先日、若年性認知症コーディネーターの方にお話をお伺いしました。先ほどの推計では、県内に320人の若年性認知症患者がいるだろうということでしたけれども、実際に受ける相談対応の件数としては、まだまだ少

ないと感じているようです。支援につながっていない潜在的な若年性認知症の方が数多くいるという認識でした。現在は、県内各地で若年性認知症本人交流会の開催や認知症講演会での啓発活動など、アウトリーチの取組を強化しているとのことのお話です。

県内で広く啓発を進めることで、相談件数が増加することも考えられます。現在、若年性認知症コーディネーターは、1名でこの広い県内をカバーされております。今後の相談件数の増加やアウトリーチを含む啓発の充実に合わせ、複数配置の検討も必要ではないか、そのように考えます。

今月15日は敬老の日です。高齢化が進み、認知症については誰もがなる可能性があります。認知症の症状になったとしても、住み慣れた地域で生活が続けられる社会、お互いを認め合い、みんなで支え合う社会を目指していきたいと強く願います。

今後も対象者が増加し、支援内容も複雑化・多様化する認知症施策の充実に向け、県としても、十分な予算の確保と市町村への支援の充実、また、それを実行するための県担当職員の配置の増員、強化等についても必要と考えますので、検討を強くお願いしまして、認知症施策に関する質問を終わります。

次に、高次脳機能障がい者支援についてお伺いします。

高次脳機能障がい者支援については、令和6年6月の一般質問でも取り上げました。県内推計者数は7,000人超。相談対応や通所教室の開催、普及啓発の取組に加え、令和6年度は新たに、高次脳機能障がい支援者養成研修に取り組むとして、補正予算も組まれたところであります。

それでは初めに、高次脳機能障がい者支援に関する令和6年度の事業実施状況及び令和7年度の実施について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県ではこれまで、高次脳機能障がいの支援拠点である身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部における相談対応や、セミナー、出前講座等による普及啓発、社会生活に適應するための集団訓練を行う通所教室の運営等に取り組んでまいりました。

また、昨年度から、相談支援事業所等の従事者を対象とした支援者養成研修を実施し、令和6年度は110名の方が修了したところであります。

今年度は、これらの事業に継続して取り組むとともに、通所教室につきましては、当事者の声を反映して、短期プログラムを追加するなど、改善に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 支援者養成研修は県内110名の方が修了したと、今年度も引き続き取り組むということで回答をいただきました。

この支援者養成研修については、昨年度は九州では本県と大分県の実施ということで、本県がいち早く取り組まれたことには感謝申し上げます。また、通所教室についても、プログラムの追加等、改善に努めていることは評価できます。

しかし、令和6年度と7年度の事業を比較しますと、予算総額については微増となっておりますが、新規事業はありませんでした。昨年も指摘しました相談事業における専門性の強化等も含め、まだまだ支援は不十分と考えます。

県は本年度、支援事業を進めながら5月と7月の2回、高次脳機能障がい家族会の方と意見

交換を行い、また、8月1日には宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議を開催しております。

そこで、この8月に行われました高次脳機能障がい支援連絡会議の概要と、今後に向けた支援策の検討についての進捗状況及び見通しを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高次脳機能障がい支援に係る課題の解決に向けて、関係機関との協力・連携強化を図るため、8月1日に高次脳機能障がい支援連絡会議を開催いたしました。

会議には、大学や医療機関、家族会のほか、福祉・就労等各分野の関係機関から御出席をいただき、支援に当たって、各機関が抱える課題や困り事、御意見などが報告されるとともに、家族会から実態についてお聞かせいただきました。

この会議の中で、今後、これまでの取組をさらに充実させるとともに、課題を整理し、解決に向けた方策について、具体的に検討を進めることを確認したところであり、引き続き、関係機関と丁寧な議論を進めながら、支援に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 医療・福祉の専門家や当事者、御家族も参加し、高次脳機能障がいに関する実態や課題を共有する大変有意義な会であったと推察いたします。

この支援連絡会議につきましては、医療、生活訓練、就業・就学と、段階に応じたリハビリ体制の構築など、課題を10項目ほどに整理し、県を中心に具体的な支援策を検討する方針が確認されたとも報道されております。

先ほどの答弁では、検討を進めることを確認したという内容にとどまっておりますが、具体的にいつ整理・検討を行うかの見通しについて

は明確にされませんでした。

県としましては、一刻も早く課題の整理と支援策の検討を進めていただき、その結果を支援連絡会議に示してフィードバックしていただきますよう、改めて強く求めます。

先ほど触れました高次脳機能障がい家族会との意見交換でも、様々意見が出たと伺っております。当事者や当事者を支える家族の皆さんの切実な訴えを県としてもしっかりと受け止めていただき、早急に施策へ反映していただくことも強く求めてまいります。

また、国会では、高次脳機能障害支援法の制定に向けた動きもあるようです。こうした国の動きにもしっかりとアンテナを張っていただき、本県における高次脳機能障がい者支援の施策がより前進することを強く願います。

次は、防災について質問いたします。

南海トラフ地震による大きな被害が想定されている本県において、災害への備え、特に避難行動要支援者の避難に関する個別避難計画の策定は大変重要です。計画の策定は徐々に進んでいると認識しております。

また、本県においては、地震に限らず、台風や大雨などの自然災害も発生しており、多くの住民の方が避難されています。そういう場面において、個別避難計画が実際に生かされているのか、そこも大変気になるところであります。

それでは初めに、市町村における個別避難計画の策定と活用の状況について、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県内市町村における個別避難計画の策定状況は、令和7年4月時点で4団体が未策定となっており、全国的に見ても遅れている状況にありました。

このため県では、策定の進んでいない市町村

に出向き、課題をヒアリングし、解決策の助言等の支援を行った結果、8月には未策定団体がゼロになったところです。

これまで、災害時に個別避難計画を活用して実際に避難した事例の報告はありませんが、県の総合防災訓練においては、市町村と連携し、個別避難計画を活用して、地域住民と要配慮者が一体となった避難訓練を実施しております。

引き続き、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、個別避難計画の策定率の底上げと活用の拡大に向けて、市町村を支援してまいります。

○永山敏郎議員 今回、個別の助言等も経て、ようやく未策定団体がゼロになった。このことは担当部局の相当の努力の結果であり、感謝申し上げます。

さて、要配慮者に関しては、避難行動と併せ、長期間も想定される避難生活への対応、体制整備の検討も必要です。県は8月19日、都城きりしま支援学校を会場に、災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウムを開催しています。

それでは、この災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウムについて、内容や参加状況等、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時に要配慮者の迅速な避難行動や長期間の避難生活を支援するためには、地域や行政、福祉、教育など、多くの関係者が連携することが重要です。

このため、先進的な取組をしている県外の講師を招き、障がい者の家族が抱える災害時の悩みや、福祉避難所の必要性などを共有するシンポジウムを先月開催したところです。

当日は、特別支援学校の教員、保護者のほか、行政や民間の防災や福祉部門の職員など多

数の方が参加し、参加者からは、「関係機関が連携し、要配慮者の避難や避難後の生活支援を考えるよい機会となった」「避難訓練の重要性を認識できた」など、多くの意見が寄せられました。

引き続き、市町村や支援者となる関係機関の担当者向けの会議を開催するなど、要配慮者の支援に必要な取組を進めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。

さて、個別避難計画については、要支援者一人一人に、避難場所や避難経路、避難支援等実施者を定めております。実際に災害が発生した場合、地域に要支援者が複数いる場合には、同時並行で避難行動を取らなければなりません。あらかじめ地域で要支援者の状況を把握・共有し、避難支援等実施者も分担して備える必要があります。

続いて、個別避難計画の実効性を高めるための取組について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 個別避難計画が災害時に有効に機能するためには、一人一人の計画策定を通じて、多くの関係者が連携し、当事者や地域住民の理解と協力を得ながら、日頃から絆を深めておくことが非常に重要であります。

その上で、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識に基づき、平時から要配慮者本人とその家族、支援者が一体となって、実際に個別避難計画に基づいた避難訓練を実施し、計画の内容を検証していくことが、1人でも多くの命を救うための有効な方法となります。

県としましては、引き続き、共助の意識の醸成を図るとともに、関係機関と連携した制度の周知、避難訓練の実施と検証等により、計画の

実効性を高めてまいります。

○永山敏郎議員 要支援者は日々増減もありますし、個別避難計画はつくったらおしまいということではなく、実効性を高めるためにアップデートも必要です。引き続き、市町村とも連携して、策定率の向上、計画の実効性向上に努めていただきますようお願いいたします。

さて、先ほどの答弁にもありましたとおり、災害の際には共助の意識が大変重要であり、何かあったときに真っ先に当てにできるのは隣近所です。しかし、昨今は地域コミュニティの衰退が問題となっており、公民館や自治会等の加入率も減少の一途をたどっております。

市町村では、加入促進に関する条例等を制定している自治体もあり、既存の自治組織とも連携し、加入を呼びかけていますが、大変苦勞している状況も見とれます。

自治会等の自治組織への加入促進に向けた県の考えについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 自治会等の自治組織は、住民同士の交流を深め、豊かな地域をつくる役割や、安全・安心な暮らしを支える共助の役割を担っておりまして、特に近年、南海トラフ地震への備えや、激甚化する自然災害への対応が求められる中、その重要性はさらに高まっております。

しかしながら、県全体の世帯加入率は減少傾向にあり、約6割となるなど、地域コミュニティの活力低下に加え、自主防災組織の脆弱化も懸念されております。

このため県では、自治組織への加入促進に向け、これまで、各市町村が取り組む未加入者対策の情報共有や、県ホームページにおける加入の呼びかけなどの取組を行っており、さらに今年度は、市町村担当者を集めた意見交換会を開

催したところであります。

私は今年の夏、自治会が行うラジオ体操に久しぶりに参加したんですが、自治会は本当に様々な役割を果たしており、その中でも、隣近所が助け合う防災は、言わば自治会の役割の重要性に目を向けてもらうキラーコンテンツなのではないかと考えておりまして、防災という視点から加入促進を図り、その活動の活性化を図っていくことは、大変重要な課題であると考えております。

今後とも、引き続き自治組織の役割や重要性を県民の皆様にしっかり届けるため、より一層の情報発信を行うなど、市町村等と連携しながら、加入促進に向けた様々な取組を進めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。県、そして自治体、地域の組織、一緒になって取り組んでまいりましょう。

次は、消防行政について質問いたします。

消防広域化に関し、2月の代表質問におきまして、県の消防広域化推進計画が3月に改定すること、早期の広域化は困難との認識、また今後、広域化に向けた検討会を設置するということを確認しております。

初めに、宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定を受け、広域化に向けた消防本部等との検討会の設置状況等について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防の広域化は、消防組織体制の効率化等により、消防力を強化し、住民サービスの向上を図ることを目的としており、県では、今年3月に宮崎県市町村消防広域化推進計画を改定しました。

地域の実情や各消防本部の現状を踏まえると、早期の広域化は困難な状況にあるため、当

計画では、まず、将来の広域化につながる連携・協力の取組を推進する方針としております。

計画を推進するため、今年7月には、県及び市町村・各消防本部で構成する検討会を設置し、消防指令業務の運用をはじめ、消防用資機材の整備や定期的な訓練等を共同して実施するための協議を始めたところです。

今後とも、市町村・各消防本部と意見交換を行いながら、消防の広域化を進めてまいります。

○永山敏郎議員 7月に協議を始めたばかりということですので、しっかりと県内各消防本部の意見、特に現場の声を踏まえながらの連携・協力体制の構築を進めていただきたいというふうに考えます。

続いて、県内消防本部における人員配置の状況について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防本部の人員配置に関し、目標とすべき整備水準は国の「消防力の整備指針」に定められており、各消防本部が保有する施設や車両等に応じ、市町村が必要な人員を配置するものとされております。

令和7年4月1日時点で、各消防本部に配置されている人員は合計で1,233人であり、指針の定めによる必要な人員1,689人に対する充足率は73.0%となっております。

○永山敏郎議員 国の「消防力の整備指針」の基準による充足率は、県全体では73%ということですが、消防本部を見てみますと、95%から51.7%と、それぞれの消防本部によって開きがあるようです。

現場の消防職員からも、適正な施設、人員配置を求める声が上がっております。県としても

引き続き、消防本部や自治体に対し、必要な助言をお願いいたします。

先月8月18日、大阪のビル火災において、2名の消防職員が消火活動中に亡くなる事件が起きました。亡くなられた消防職員の1名は、本県都城市出身であり、22歳という若さで命を落としたこと、本当に胸が痛みます。

今回の消防に関する質問の最後に、危険な火災現場において、命がけで消防活動に当たる消防職員に対する知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 8月に大阪市で発生したビル火災におきまして、消火活動に当たっておられた本県出身者を含む大阪市消防局の消防職員2名の方が殉職されるという痛ましい事案が発生いたしました。

県内でも、かなり以前からの累計の数字となりますが、これまで消防活動中に4名の消防職員の方が貴い命を落とされております。改めて心より哀悼の意を表します。

消防職員の方々は、建物の崩壊や爆発の危険がある中での消火活動や、風水害発生時の救急・救助活動等、日夜、地域住民の生命・財産を守るため、危険を顧みず職務を遂行されており、その崇高な使命感と勇気ある行動に心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

私は子供の頃、親に連れられて「タワーリング・インフェルノ」という映画を見たことを覚えておりまして、最近になって見直してみたいんですが、単なるパニック映画として面白おかしく描かれているだけではなく、消防士の献身的な消火活動もしっかりと描かれているということ、改めて印象に残りましたし、もう少し近くでは「バックドラフト」というような映画もあります。

また、日本の映画やドラマでも描かれており

まして、我々はその消火活動を目の当たりにすることはできませんが、こうした様々なメディア等で描かれる姿で、その役割の重要性、そして理解を深めていくことは、とても重要ではないかと考えております。

近年、災害が頻発化・激甚化しており、また、本県では南海トラフ地震の発生が懸念される中、消防職員が現場で安全に活動するための備えが極めて重要であります。

県では、引き続き各消防本部と連携し、災害現場における安全管理体制を整備するとともに、消防学校において、消防職員に対する教育訓練の充実を図ってまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございました。

それでは次に、就職氷河期世代への支援についてお伺いします。

就職氷河期世代への支援については、2月の代表質問でも取り上げましたけれども、その時点では、国として集中的に取り組んできた就職氷河期世代への支援については、令和6年度末をもって一旦の区切りを迎え、令和7年度以降は、就職氷河期世代を含む中高年世代活躍応援プロジェクトに移行していくことを確認したところであります。

ところが、年度が替わり、やはり就職氷河期世代に対してはきめ細かい支援が必要、賃金上昇も低く貯金も低水準のため、将来の生活の安定に備えることが重要な課題、親の介護も増えていて大変ということで、国は新たな就職氷河期世代等支援プログラムの取りまとめの方針を出されました。

それでは初めに、就職氷河期世代支援に係る国の動きと、それに対する県の対応について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 令和2年

度から5年間、集中的に取り組んできた就職氷河期世代への支援について、国は今年6月に関係閣僚会議を開き、新たな支援プログラムの策定に向けた基本的な枠組みを決定しました。

この枠組みは、「就労・処遇改善に向けた支援」「社会参加に向けた段階的支援」及び「高齢期を見据えた支援」の3つの支援を柱としており、今後、具体的な施策を検討した上で、令和8年度から3年間、集中的な取組を実施する予定としております。

県としましては、これまでも県内企業とのマッチング支援や支援員による訪問相談などに取り組んできましたが、今後とも、国の動向を注視し、労働局等と連携しながら、就職氷河期世代をはじめとした課題を抱える幅広い世代の方々を積極的に支援してまいります。

○永山敏郎議員 具体的な支援メニューにつきましては、今後示されると思いますが、対応をどうぞよろしくお願いいたします。

これまでの就職氷河期世代支援において、公務員採用に国、地方自治体ともに取り組んできましたけれども、新たな支援プログラムでも同様の方針が示されております。

そこで、昨年度の就職氷河期世代を対象とした県職員採用試験の状況と今後の採用予定について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） 就職氷河期世代を対象とした採用試験については、令和2年度以降、毎年度実施しておりまして、昨年度は、採用予定者5名に対して106名から応募があり、5名を採用しております。

御紹介のありました国の新たな就職氷河期世代等支援プログラムにおいては、就労・処遇改善に向けた支援の一つとして、公務員の採用拡大に取り組むこととしております。

国家公務員は、令和2年度から6年度まで実施していた就職氷河期世代の採用試験を来年度から再開し、地方公務員についても、中途採用を一層推進するよう要請されています。

このため県では、この取組の趣旨を十分に踏まえ、国に先駆けて、今年度も引き続き採用試験を実施することとしており、本日から受験申込みの受付を開始しております。

○永山敏郎議員 国は来年、令和8年度から就職氷河期世代対象の採用試験を実施予定で、1年のブランクが発生いたしますが、本県においては、今年度も採用試験を実施とのことで、本当に感謝申し上げます。折しも本日から受付開始とのことで、多くの申込みを期待いたします。

続いて、就職氷河期世代を対象とした教員採用における県教育委員会としての取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教員採用試験におきましては、全ての受験区分において年齢制限を撤廃し、就職氷河期世代を含めた幅広い世代を対象とした採用を行っております。

また、国の就職氷河期世代等支援プログラムに基づき、教員免許保有者を対象に、スクールトライアル事業として、教師の仕事を現場で体験してもらう取組や、ひなた教師塾として、実際に授業を行う上で必要な知識や技能を学ぶ研修会を実施しております。

これらの取組等により、就職氷河期世代である40代後半から50代前半の方を、毎年20名から30名程度採用しております。

教員採用の厳しい現状を踏まえ、引き続き、就職氷河期世代を含む幅広い世代が安心して教職を目指せる環境づくりに努めてまいります。

○永山敏郎議員 昨今、教員の成り手不足が間

題となっております。引き続き、就職氷河期世代の積極採用についてもお願いいたします。

さて、就職氷河期世代の課題の一つが、親亡き後の生活です。新たな支援プログラムの基本的な枠組みにおいて、住宅確保に関する支援もうたわれています。

現在、県営住宅については、入居に際し、同居の親族がいることが要件となっています。就職氷河期世代が50代に差しかかり、親は80代となります。いつ親亡き後の生活が始まるか分かりません。

そこで、就職氷河期世代を含む単身世帯の県営住宅の入居要件について、今後、見直しの考えはないか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の入居要件につきましては、同居親族等があることを要件としておりますが、60歳以上の高齢者や身体障がい者の方などについては、単身での入居を認めております。

また、都城市や延岡市など、過疎地域等に指定されている9市町の県営住宅においては、同居親族等の要件をなくし、単身での入居が可能となっております。

県としましては、今後さらに単身世帯の増加が想定されていることから、国の動きや他の自治体の取組事例を参考にしながら、住宅に困窮する単身世帯の入居要件について検討を進めてまいります。

○永山敏郎議員 県営住宅の対応が市営・町営住宅にも波及すると考えられますので、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

次の質問項目に移ります。

2024年11月、道路交通法が改正され、自転車の交通違反の罰則が強化されました。運転中のながらスマホ、また酒気帯び運転及び幫助が対

象となります。

また、来年2026年4月には、交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入され、違反行為により反則金の納付が通告されます。例えば、ながらスマホは1万2,000円、信号無視は6,000円、逆走や歩道通行などの通行区分違反は6,000円など設定されています。事故を防ぐためにも交通ルールを守らなければいけません。

では初めに、昨年、罰則が強化された自転車の酒気帯び運転とながらスマホの検挙状況及び来年導入される自転車に対する交通反則通告制度に向けた啓発について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 自転車の罰則が強化された昨年11月以降の本県における検挙状況でございますけれども、本年8月末現在で酒気帯び運転が26件です。なお、自転車の運転者が携帯電話を使用した状態の、いわゆるながらスマホにつきましては、指導警告のみでありまして、検挙はありません。

来年4月1日には、自転車の運転者に対する交通反則通告制度が導入され、警察官の指導警告に従わないなどの悪質・危険な違反につきましては、いわゆる青切符により検挙することになります。

警察といたしましては、今後も自転車の運転者に対する適切な指導取締りを行うとともに、あらゆる機会を通じて、警察庁が先般公表しました「自転車ルールブック」を活用するなど、自転車利用時の交通ルールのさらなる周知や広報啓発を行ってまいります。

○永山敏郎議員 紹介がありました「自転車ルールブック」、私もホームページ等で見てみましたけれども、かなりのボリュームとなっております。簡易版なんかもあると今後分かり

やすいかもしれないというふうに感じたところ
であります。

さて、自転車は、道路交通法上、軽車両に相当し、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者優先となります。一方で、実際に自転車を運転してみますと、車道での通行にはいささか恐怖を感じることもあります。

そこで、安全な自転車通行空間の整備にどのように取り組んでいるか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、自転車の安全で安心な通行を確保するため、宮崎県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備を進めております。

このうち、宮崎市街地では、自転車の通行レーンと方向を示す矢羽根型路面標示の設置や、歩道と自転車道を分離した安全性の高い整備など、宮崎市と連携しながら、連続的な自転車の通行空間の整備に取り組んでいます。

また、多くのサイクリストが集まる日南海岸地域では、路面標示を設置することにより、安全なサイクリング環境の整備を進めています。

今後とも、国や市町村等の関係機関と連携を図り、安全で快適に自転車を利用できる環境の整備に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 答弁にありましたとおり、宮崎市内を見てみますと、自転車用の青いレーンが表示された道路が多く見られております。市道部分の整備については、それぞれの市の整備計画等によるものと思いますが、全県下で自転車の通行空間の整備が進むことを期待いたします。

次に、県立学校における自転車交通安全の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、県

内の多くの高校生が自転車を利用して通学していることから、登下校中の重大な事故を防ぐため、交通ルール遵守の取組に力を入れております。

特に、自転車ヘルメットの着用については、非着用時の事故が命に関わることから、生徒の自主的な着用を促す取組を計画的に進めてきたところであり、本年5月時点で着用率は48%ほどとなっております。

具体的には、各学校で警察署の協力による自転車事故の実態を踏まえた交通指導等を行っており、生徒、学校、PTAの協議によって、ヘルメット着用を校則化した学校もあります。

来年4月から自転車運転の違反者が反則金の対象となるなど、取締りが強化されることもあり、各学校における交通安全の取組をより推進してまいります。

○永山敏郎議員 着用率48%ということで、高校生のヘルメット着用率も上がっているとは思いますが、実際、道路で自転車を運転している高校生を見ますと、ヘルメットをかぶらずに、自転車の籠にぶらんぶらんとぶら下げている高校生なんかもよく見かけるところであります。歩行者、そして自らの命を守るための交通安全ですので、道路交通法改正の内容も踏まえ、引き続き、啓発に努めていただきますようお願いいたします。

「自転車ヘルメットは今の常識」、知事自ら出演されています交通安全啓発のCMが放送されております。先日、映画「国宝」を見たときに、上映前に流れているのを拝見いたしました。罰則の強化への対応、ヘルメット着用率の向上、それぞれしっかり取り組み、ひなたの交通安全を県民一丸で守っていきましょう。

最後の項目です。

皆さんは、プレーパークを御存じでしょうか。プレーパークは冒険遊び場とも呼ばれ、子供たちが「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにして、自らが創造性を発揮して様々な遊びを体験できる野外の遊び場です。

全国には、常設のプレーパーク、公園を利用したプレーパークなど、様々な形態がありますが、プレーワーカーと呼ばれる大人のスタッフがサポートし、子供たちが野外で木登りや土いじり、火おこしなどを体験しています。

昨今は、公園でも危険を避ける目的で様々な規制がかかり、遊ぶ場、体験の場が失われているのではと感じます。ユーチューブなどで得た知識だけでなく、外遊びを通じ、自らが実際に体験し、学び、ほかの子供や大人たちと関わる中で、非認知能力が伸びることも期待されます。

宮崎市では、子どもの冒険遊び場（プレーパーク）普及事業として、コーディネーターによる運営の支援や講演会の開催等、プレーパークに関する中間支援を実施しております。

そこで、プレーパークに対する県の認識及び県内における実施状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） プレーパークを通じて、子供たちが本県の恵まれた自然環境の中で遊びや工作等を体験することは、子供の心身の成長にとって大変有意義なことと考えております。

NPO法人日本冒険遊び場づくり協会が把握されているところによりますと、県内には現在、宮崎市に1か所、日南市に1か所の計2か所において、プレーパークが実施されていることであります。

○永山敏郎議員 プレーパークの意義について

は、県としても理解いただいているというふうには思っております。ただ、県内の状況について、詳細に把握するまでには至っていないと認識いたしました。

先ほど、2か所においてプレーパークが実施されているというお話がありましたけれども、こちらはNPO法人ヒミツキチさんが実施されている2か所ですが、これ以外にも、綾町でも実施されておりますし、宮崎市の高岡あるいは都城市でも、プレーパーク実施に向けた動きが実際にあります。

プレーパークは、子供たちが体験を通じて創造性や社会性を伸ばす場として、また子供の居場所として、地域の大人たちを巻き込んだ住民参加の場として、様々な効果が期待されます。

家や学校に居場所のない不登校の子供たちの支援にもつながると考えます。

子供の居場所づくりにつきましては、国において、2023年（令和5年）に「こどもの居場所づくりに関する指針」が定められ、こどもの居場所づくり支援体制強化事業や、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業が実施されております。

先ほど紹介いたしました宮崎市のプレーパーク普及事業は、これらの事業を活用して実施しているとお伺いいたしました。

子供の居場所につきましては、こども食堂や放課後児童クラブ、プレーパーク、児童館あるいはオンライン空間等も居場所として考えられています。居場所に関し、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどうしていきたいかなど、子供・若者が自ら決めるものです。私たち大人ができるだけ多くの選択肢を用意する、子供の居場所をつくることで、子供の権利を守り、誰一人残さず、抜け落ちることのない

支援につながるのではないのでしょうか。

それでは、放課後児童クラブなど、子供の居場所の確保に対する県の認識及び今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 放課後児童クラブなど子供の居場所を確保することは、子供たちが安全・安心に過ごすことができるほか、保護者の子育てに係る心身の負担を軽減し、共働き・共育での支援につながるなど、大変重要であると認識しております。

このため県では、現在、開所日数や人員の配置基準など、国が定める要件を満たさない放課後児童クラブに準じた居場所の確保や、こども食堂の運営に対する支援などに取り組んでいるところです。

今後、「こどもまんなか社会の実現」の理念の下、子供や保護者の意見に耳を傾けながら、市町村や関係団体とも連携し、多様な居場所の確保を推進してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、子供の居場所は、プレーパークをはじめ様々な形態があります。

子供の居場所づくりに取り組んでいるあらゆる団体あるいは自治体からも、意見や支援の要望をしっかりと聞いていただき、また、子供の視点に立って取組を進めていただきますよう、強く要望いたします。

今回紹介したプレーパークに関して、今月9月21日日曜日に、宮崎公立大学で講演会とシンポジウムが開催されます。ぜひ多くの方に参加いただき、プレーパークの取組が広がることを期待いたします。

子どもの権利条約、児童の権利に関する条約について紹介させていただきます。

この条約は、1989年に国連総会において採択

され、日本は1994年に批准しております。世界の多くの児童が今なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれている、そのような状況に鑑み、世界的な観点から、児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

その中の第31条第2項に、「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する」と定められております。休むことも遊ぶことも、子供たちの健やかな成長のために大変大切なことであります。

今朝方、うちが一番下の子供がクワガタを捕りに行きたいということで、朝から山のほうに探しに行きました。「お父さんは今日、一般質問があるから早く県議会へ行きたいんだけど」ということだったんですが、やっぱり子供が中心、子供が真ん中ということで、子供と一緒にクワガタを探したところです。結果としては、クワガタの雌が木の間に挟まっているのは発見しましたがけれども、蜂がいたので、早々に引き揚げてまいりました。

子供たちのために、私たち大人ができることをしっかりと考えてまいりましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高陽一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。9月定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

御案内のとおり、今年、我が国は戦後80年を迎えました。1945年に終結してから80年間、我が国が戦争に巻き込まれることなく、平和な時間を享受したことを意味します。

8月6日、知事の出身地であります広島県の平和記念式典には、過去最多となる120の国と地域の大使などを含む、およそ5万5,000人が参列しました。

松井市長の平和宣言の冒頭は、「今から80年前、男女の区別もつかぬ遺体であふれかえっていたこの広島で、体中にガラスの破片が突き刺さる傷を負いながらも、自らの手により父を茶毘に付した被爆者がいました。「死んでもいいから水を飲ませてください!」と声を振り絞る少女に水をあげなかったことを悔やみ、核兵器廃絶を叫び続けることが原爆犠牲者へのせめてもの償いだと自分に言い聞かせる被爆者。原爆に遭っていることを理由に相手の親から結婚を反対され、独身のまま生涯を終えた被爆者もいました」という被爆者の生々しい内容で始まります。

8月9日には、長崎で同様に平和祈念式典が行われ、94の国と地域の代表など2,600人余りが参列しました。

また、8月15日、全国戦没者追悼式の石破総理の式辞では、「あの戦争の反省と教訓を、今改めて深く胸に刻まねばなりません」と述べられました。「反省」という言葉を総理が使われたのは13年ぶりです。

終戦80年の節目の年ともあり、全国各地で平和を祈念する式典、集会が行われました。知事におかれましては、出身地が広島県ということもあって、平和に対する思いも様々に重くあると思いますが、改めて戦後80年に対する思いをお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

戦後80年の節目の年に当たり、改めて私たちが長きにわたり享受しているこの平和と繁栄は、戦争による数多くの貴い犠牲の上に築かれているということ、そして戦争の悲惨さと平和の尊さをこれからの世代にもしっかりと伝えていかななくてはならない、その思いを強くしているところでもあります。

私は毎年、8月15日に行われます「戦没者を追悼し平和を祈念する宮崎県民の集い」に参列しております。その関係で、夏休みはその15日より前に大体3日ほどいただいて、広島県呉市の実家に戻ることとしておりますが、その時期に、平和への祈りに包まれている広島を訪れることの意味というものを毎年感じております。今年は戦後80年という年に当たり、改めて広島の実家にも参拝してまいりました。

来月行われます県内の原爆死没者の慰霊祭にも出席することとしておりますし、来月は、九州地方知事会及び九州地域戦略会議が沖縄で開催されますので、知事会や経済界の皆様とともに慰霊碑を参拝し、また平和祈念資料館を訪れることとしております。11月には、ひむかいの塔も訪れてまいります。

現在、世界では紛争が絶えず、一般市民を巻き込み、貴い命が失われております。世界情勢

が極めて不安定な今こそ、一人一人が平和の尊さを認識し、次の世代に平和な社会を引き継ぐことが、今を生きる私たちの使命であると考えております。

直近では、本県出身者も主人公とする実話をベースとした「木の上の軍隊」、さらには長崎の原爆を描いた「長崎－閃光の影で－」、そういう映画も見たところではありますが、いろんな形で伝えていくことの大切さを改めて感じております。

私としましては、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意の下、決して風化させることなく、この先の90年、100年を見据えながら、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつないでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○野崎幸士議員 本当に心から平和を願う答弁だったと思います。私も同感でございます。また、答弁にあったように、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつないでいくことも大変重要だと思います。

戦後80年が経過し、国民の多くが戦後世代となり、御遺族の皆様の高齢化も進む中で、戦争の記憶を次の世代にどのように伝えていくか、また、多くの人々が過去の戦争の記憶を共有、継承し、その学びを現在、そして未来にどう生かしていくかが本当に大切だと思います。

特に、若い世代へ戦争に対して考えさせることは重要なことだと思いますが、戦後80年の節目に当たり、学校における平和学習の取組の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 戦後80年を迎え、戦争を体験していない世代が8割以上、約9割を占める中、戦争の記憶や平和の大切さを子供たちに継承することは、戦争の惨禍を繰り返さな

いためにも重要であります。

このため、今年度、小中学校では、多くの学校が語り部講話を実施するとともに、戦地となった沖縄とオンラインで結び、体験者から生の声を聞く機会を設けた学校もあります。

また、高校では、生徒主体の戦争資料展や平和の鐘の点鐘式などを開催しております。

さらに、県主催の被爆80年パネル展では、中高生がボランティアガイドとして、被爆者の思いを訴えたところでもあります。

今後も、子供たちが当事者意識を持ち、平和で民主的な国際社会のづくり手となるよう、平和学習の一層の充実を図ってまいります。

○野崎幸士議員 私は、過去の戦争から学ぶ平和学習によって、現在起きているロシアによるウクライナ侵略などの紛争の実情を、子供たちがどう捉え、どう感じ、どう表現して、どう発信するかが、平和学習の成果に値すると思います。

今日の平和な生活が過去の大戦での貴い犠牲の上に築かれたものであること、過去の悲惨な戦争の教訓を決して風化させることなく、命を奪い合う争いを二度と繰り返してはいけないということを次世代に伝えていく責任があることを認識させながら、自ら世界平和について表現、発信できるような子供たちを育むことが世界の恒久平和につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、財政運営について質問します。

先月、令和6年度一般会計の決算見込みが公表されました。それに対して、先日、山下議員の代表質問で、財政の健全性や、今回の参議院選挙でも争点の一つとなったガソリン暫定税率の廃止や消費税減税による本県への影響について質問が行われました。

健全性は十分維持されているとのことでしたが、基金の残高と県債残高の状況も、今後の財政運営には重要な視点だと思います。

そこで、財政関係2基金残高及び実質的な県債残高の現状と今後の見込みについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） まず、財政関係2基金残高についてであります。

令和6年度末見込みは約564億円で、令和5年度末に比べ約20億円の減となっており、今後も人件費や社会保障費の伸び等により、残高は徐々に減少し、10年後の令和16年度末には400億円程度になるものと見込んでおります。

次に、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高であります。

令和6年度末見込みは約5,756億円で、約357億円の増となっており、今後も、施設の老朽化対策や国土強靱化対策の推進に伴い、残高は徐々に増加し、令和16年度末には7,800億円程度になるものと見込んでおります。

○野崎幸士議員 健全化判断比率を見ますと、安心できるぐらい財政は健全に見えますが、今後は2基金の残高は減っていく傾向で、逆に県債残高は増えていく傾向ということで、今後の財政運営も慎重に進めていく必要があると思いますが、財政の見通しや社会情勢の変化を踏まえ、今後どのように財政運営に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、本県の財政の健全性は十分に確保できておりますが、今、総務部長が答弁しましたとおり、貯金に当たる財政関係2基金の残高が徐々に減り、片や借金である県債残高が徐々に増える見通しでありまして、自主財源に乏しい財政基盤の脆弱な本県としては、いずれもこの動向を十分注視していく

必要があると考えております。

このような中、米国関税措置による経済活動の停滞や、昨年来、議論が活発化しております減税に伴う減収が懸念されるところであります。財政関係2基金の取崩しにより一定の対応は可能とはいえ、仮に巨額かつ恒常的な減収が実現するということになれば、限界もありますことから、大幅な事業費削減を迫られる可能性もあります。

私としましては、このような状況に陥ることのないよう、全国知事会の地方税財政常任委員長として、安定的な行政サービスの維持や地方創生に必要な財源確保を国へ強く求めるとともに、本県の知事として、歳入確保や施策と財源の「選択と集中」を推進し、長期的な見通しの下、健全な財政運営に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今後の基金残高と県債残高の見通しからも、答弁にありましたように「選択と集中」を推進し、健全な財政運営を維持していくために、不断の取組を進めていくよう要望いたします。

次に、選挙の投票率、投票環境について質問します。

さきの第27回参议院議員通常選挙、本県では女性1人を含む4人が立候補し、選挙戦が繰り上げられました。

選挙があるたびに注目されるのが投票率です。今回の参院選の全国の投票率は、58.51%で前回から6.46ポイント上昇しました。本県の投票率は、57.19%で前回と比べて9.67ポイント上昇し、15年ぶりに50%を超えました。

この参议院選挙の投票率をどのように受け止めているのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 議員

御指摘のとおり、今回の参議院議員通常選挙の投票率は、前回の投票率を大きく上回る結果となりました。

投票率には、天候や選挙の争点など様々な事情が総合的に影響するため、一概に要因を申し上げることは難しいところですが、有権者の皆様が物価高騰対策などの争点を身近な課題として捉えたことのほか、選挙におけるSNSの活用が一般的になる中で、政治や社会への関心の高まりにつながったこともその一因ではないかと考えております。

一方で、依然として全国の投票率を下回っており、およそ4割の有権者が投票を棄権されたことについては大変残念であり、引き続き、投票率のさらなる向上に努めていく思いを新たにしております。

○野崎幸士議員 前回より上昇していることは評価できると思いますが、引き続き政治政策に1人でも多くの方の民意を反映するために、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、投票率と利便性向上を目的として、2003年に導入された期日前投票制度ですが、今回の選挙では、全国で約2,618万人の有権者が投票し、過去最多となりました。

本県における期日前投票者数は25万444人で、制度が実施されて以来最多となり、およそ4人に1人が利用しています。この期日前投票の数をどのように受け止めるのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙における本県の期日前投票者数は、前回と比べて約1.49倍となり、全国で最も高い伸び率となりました。

今回の投票日が祝日を含む3連休の中日であったことから、選挙の当日に予定があつて投

票できない多くの有権者が期日前投票を行ったものと考えられます。

また、制度導入から20年が経過し、期日前投票の活用が幅広く浸透してきていることや、期日前投票所を大型商業施設や大学などの足の運びやすい場所にも拡大して設置するなど、利便性が高まっていることも、その要因として考えられるところであります。

○野崎幸士議員 期日前投票は、今や選挙にとって当たり前になっていると思いますので、答弁にありましたように、さらなる投票所の拡大等を進めながら、利便性向上に努めていただくことを要望いたします。

さて、今回の参議院議員選挙ではどのような選挙啓発を行い、その成果をどのように捉えているのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙では、県民の皆様に、投票を通じて自分の意思を社会に伝えていただきたいと思いますの思いを込めて、「自分の声、届けに行こう。」をキャッチコピーとして選挙啓発を展開いたしました。

具体的には、本県出身の人気アーティストの吉野北人さんを起用して、テレビ、ラジオ、インターネット広告やSNSの活用に加え、吉野さんが投票を呼びかけるメッセージを収録した校内放送用CDを県内全ての高校へ配付いたしました。

また、商業施設などで実施した街頭啓発活動を通じて、幅広い年齢層の有権者の皆様に積極的な投票参加を呼びかけたところです。

このような取組により、若い有権者をはじめ、多くの有権者の選挙への関心を高めることができたものと考えております。

○野崎幸士議員 全体的には前回と比べて投票

率が上がっている結果を見れば、成果は出ていると思いますが、若年層の投票率はまだまだのようです。

総務省によりますと、今回の参院選の18歳、19歳の投票率は、抽出調査の結果、前回から7.25ポイント上昇しましたが、全体投票率を16.77ポイント下回った結果になっています。選挙権が18歳以上に引き下げられてから7回目の国政選挙となりましたが、18歳、19歳の投票率は低水準が続いている状況です。

そこで、本県における18歳、19歳の投票率をどのように受け止めているのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙で、各市町村から1か所ずつの投票所を選定しまして抽出調査をした結果、年代別投票率によりますと、本県の18歳、19歳の投票率は36.43%であり、選挙権年齢引下げ後の過去4回の参議院選挙の中では最も高い数値となりましたが、今回の全年齢層の中では最も低い結果となりました。

この世代の投票率が低い要因として、過去に実施したアンケート調査では、「大学進学等で今住んでいるところに住民票がなく、投票できないから」や「投票しても政治や社会は変わらないと思うから」という回答などが残念ながら示されているところであります。

○野崎幸士議員 若年層の投票率を上げるには、意識改革等々なかなか難しい問題がある中で、学校での教育も重要と考えます。

選挙権年齢が引き下げられたことを受け、10代の有権者への対応として、特に学校での教育が急務とされ、主権者教育が急速に進められてきたと思いますが、学校における主権者教育の取組状況とその成果について、教育長にお伺い

いたします。

○教育長（吉村達也君） 学校では、子供たちに政治への関心を持たせるとともに、選挙に参加することの大切さを理解させるために、各段階に応じた主権者教育を実施しております。

具体的には、模擬選挙や県議会議員による出前講座、政党や立候補者の公約についての議論、地域課題の解決に向けた地元自治体との意見交換などに取り組んでおります。

これらの取組を通し、学校からは、児童生徒の社会参画への意識が高まっているとの声もあり、18歳、19歳の投票率上昇は、これまでの主権者教育による一定の成果もあるものと考えております。

しかしながら、若者の投票率は依然低いことから、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた趣旨も踏まえ、引き続き、しっかりと主権者教育に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 選挙権年齢が引き下げられてから10年になります。私も、子供、若者たちの選挙、政治に対する意識が変わってきたのを感じます。一つは、主権者教育で学んだことをSNS等の情報に照らし合わせて、自分なりに考えることができるようになったからかなと思っています。これからも、子供、若者たちの政治や選挙の考え方、意識の基本となる主権者教育にしっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

さて、大学生についてはどうでしょうか。本県の大学生に対する選挙啓発の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 県選挙管理委員会では、選挙に関する弁論大会やワークショップ、選挙啓発の動画コンテストなど、大学生を含めた若年層への啓発活動を行っ

ております。

今回の選挙では、県内の5大学に期日前投票所を設置したことで、学生の認知度向上を狙うとともに、一部の大学では、その場で投票参加の呼びかけも取り組まれたところであります。

また、選挙啓発に取り組む学生団体によって、街頭啓発や投票立会人への協力などが行われており、こうした世代による選挙啓発も効果的であると考えております。

今後も、このような学生団体との連携やSNSでの発信を強化するなど、大学生に対する選挙啓発を工夫してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 毎年ですが、議会事務局や何人かの議員にインターンシップの学生さんがついて、現場に出向き、様々な体験や学びを行っているようです。特に議員につかれている学生さんたちは、今日も議場にいられていると思いますが、政治に対する意識、考えもしっかりしていると思います。そういった学生さんたちからの発信も有効だと思いますので、さらに工夫した取組を要望します。

次に、投票環境についてです。

平成の大合併や人口減少の影響等によって、投票所を統廃合し、数が減少しているようですが、高齢者や障がいのある方などの移動支援等、投票機会の確保が必要だと考えます。

高齢者等の投票機会の確保に向けた投票環境整備の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 人口減少や投票立会人確保の難しさなどを要因として、当日の投票所数が減少傾向にあるため、投票所までの移動支援などによる投票機会の確保に向けた取組がますます重要になるものと考え

ております。

このような中、県内では、5市町村でコミュニティバスの運賃補助などによる投票所への移動支援を実施しているほか、都城市では、ワゴン車による移動期日前投票所を設置している事例がございます。

県選挙管理委員会といたしましては、市町村選挙管理委員会向けの研修会等におきまして、これらの取組や他県の先進事例を紹介するなど、高齢者等に対する移動支援や期日前投票所の充実などが図られるよう促しているところであります。

○野崎幸士議員 県内26市町村あるうち、何らかの支援をしている市町村は6市町村ということで、これから超高齢社会を迎えることを鑑みれば、投票環境の充実をスピードを上げて進めていくことは重要だと思いますので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

また、各選挙区内での各地域の投票所の数についても多い少ないなどの偏在が見られ、それぞれの地域の投票率に大きな差が出ている状況だと考えます。

例えば、私の選挙区の現状は、地元清武町では人口約2万8,500人に対し投票所は11か所、清武町の半分以下の人口約1万2,200人の高岡町では13か所、高岡町と大体同じぐらいの人口1万1,600人の田野町では6か所と、地域によって投票所の数に格差があり、各地域における投票機会の提供という点で平等性に欠けていると感じますが、宮崎市内各地域における投票所設置の現状について、その所見を選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 投票所につきましては、公職選挙法により、市町村の選挙管理委員会が設置することとされており

ます。

設置に当たりましては、有権者の住所から投票所までの距離が3キロメートル未満、また、投票区の有権者数3,000人以下という一応の目安が国から示されておりますが、それぞれの投票区の有権者数や集積状況、面積や交通の利便性などの事情に応じて判断されているものと承知しております。

県選挙管理委員会といたしましては、投票所の分割や統廃合等について、市町村選挙管理委員会から相談があった場合には、選挙の公平性や有権者の投票機会を確保する観点から、地域の実情を精査し、適切に判断するよう助言を行っているところであります。

○野崎幸士議員 宮崎市選挙区の状況を例に挙げて質問させていただきましたけれども、県内の選挙区を見れば、他の選挙区にも投票所がこういった偏在的な状況にある地域もあるかもしれません。各市町村選挙管理委員会との研修会等で、各地域における投票所の数、投票所の場所を再度確認、検討していただき、各地域における投票率アップに向けた投票環境の充実をさらに進めていただくよう要望いたします。

次に、救急医療について質問します。

本県の救急医療は、県立病院や宮崎大学医学部附属病院を中心に、地域ごとの医療体制が整備されていますが、医師不足や時間外診療の増加等によって様々な課題を抱えています。

まず、本県の救急医療体制における現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県では、初期救急医療として、在宅当番医や休日夜間急患センターが夜間や休日における医療を行っており、2次・3次救急医療として、救急告示施設や救命救急センターが重症救急患者等の医療を

行っております。

このうち、令和5年度の休日夜間急患センターの年間救急患者数は約4万人、2次・3次救急医療機関の年間救急患者受入れ人数は約10万7,000人で、いずれも前年度より増加しております。

救急医療体制を維持するためには、人材の確保が重要であると考えており、県では、救急医療人材の確保や医療勤務環境改善の支援を行うなど、救急医療体制の確保に取り組んでおります。

○野崎幸士議員 年間に相当数の患者さんを受け入れている状況で、また前年度より増加しているということで、これから高齢化が進む中、救急患者数が増加していくことも予想されます。また、やはり人材確保が重要とのことでした。今は、そのような限られた人員で救急医療が行われているということが分かります。

そういった中で、県立宮崎病院の救命救急科は、「断らない救急医療」を目指して24時間365日の体制を取られておりますが、その実情を病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立宮崎病院は、第3次救急医療機関として、「断らない救急」の実現を掲げ、初期・第2次救急を担う医療機関で対応困難な重篤患者に24時間365日対応しております。近年の救急患者数は6,000人から7,000人台で推移しており、その受入れ数は県内トップクラスとなっております。

しかし、当直医師が既に他の重篤患者に対応中であること等の理由により、受入れが困難なケースも生じていることから、救急搬送患者の受入れ率を上げるため、救急科専門医等の確保に努めるとともに、医師の当直体制の見直しを行うなど、診療体制の充実を図っているところ

であります。

○野崎幸士議員 救急科専門医確保の課題や医師の働き方改革等がある中で、救急患者の受入れ数も県内トップクラスということで、本当に1人でも多くの命を救うために懸命に頑張っていることが分かります。

消防庁によると、令和6年の救急車出動件数は過去最高を記録し、前年比で約8万件の増加となっています。その要因の一つとして、超高齢社会の影響があります。

消防庁のデータによりますと、実に救急搬送患者の6割以上が高齢者で、換算すると高齢者の9人に1人の方が救急搬送されていることになります。今後も高齢化の進展により、さらなる急増が見込まれています。

このように、医療体制の限界もある中、入院や手術の必要がない軽症者の方の中には、本来、救急車を利用する必要がなかった方も含まれており、そういった救急車の不適正利用が全国的にも問題となっています。

全国を見ると、令和5年になりますが、搬送者の約5割が軽症患者だったとされていますけれども、本県における救急搬送の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の令和5年の救急搬送人員数は約4万7,000人で、このうち、軽症患者が全体の4割程度を占めており、近年は、ほぼ横ばいで推移しております。

軽症患者は、傷病の程度が入院加療を必要としないものと搬送先の医師が判断したものであり、救急車の要請時には、その判断が難しいケースもあると考えられます。

一方、消防庁の資料では、指先の5ミリ程度の切り傷のみで救急要請があったなどの緊急性の低い事例も紹介されております。

そのため、県民に対して、身近に相談できるかかりつけ医を持つとともに、救急車の適時適切な利用を呼びかけてまいります。

○野崎幸士議員 救急要請の中には、緊急性の低い事例もあるとのことでした。そういったケースを減らすために、事前に電話相談ができるサービスがあります。本県も設置しています子ども救急医療電話相談（＃8000）です。夜間や休日にお子さんの急病で病院へ行くべきか迷った際に、小児科医や看護師に電話で相談できるサービスです。

この＃8000の実施状況と認知度向上に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ＃8000の令和6年度の相談件数は7,890件で、1日当たり約22件となっております。そのうち、3,470件については、翌日の受診を勧めるなどの対応をしており、不要不急の受診の抑制につながったものと考えております。

県では、＃8000の活用を子育て世代に周知するため、県医師会と連携し、ユーチューブや映画館において啓発動画を放映するとともに、小児医療機関や保育施設への啓発グッズやチラシの配布、新聞による広報など、幅広く取り組んでおります。

＃8000については、来月より平日の受付開始を1時間早めるなど、相談体制を拡充することから、引き続き広報活動に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 相談件数の多さに驚きましたが、比例して成果も出ている状況で、来月より受付時間を1時間拡充するということでした。さらに成果が期待できると思いますので、しっかり＃8000の周知に取り組んでいただくことを要望します。

もう一つ、消防庁が全国への普及を目指している救急安心センター事業（＃7119）があります。この事業は、誰もが対象で、急な病気やけがの際、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか判断に困ったときに、専門家から電話でアドバイスを受けられるサービスです。

本県では、＃7119はまだ導入されていない状況です。本県でも＃7119の導入をすべきだと考えますが、県の所見を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 救急安心センター事業、いわゆる＃7119は、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼ぶ必要性や医療機関を受診する緊急性について、医師、看護師等に相談できる事業であります。

当事業は、専門家が症状等を把握した上で、緊急性の程度に応じて、救急車の要請やかかりつけ医への受診を案内できることから、逼迫した医療機関や救急の負担軽減に有効であると認識しております。

本県における＃7119の導入に当たっては、運営費負担の在り方や類似する制度との整理などの課題について、県及び各市町村間での合意形成を図る必要があることから、令和7年7月に設置した消防広域化の検討会において、各市町村・消防本部や医療機関等の関係者からの意見、要望を踏まえながら、検討を行っているところです。

○野崎幸士議員 ＃8000でも成果が出ているように、逼迫している救急医療現場の軽減や、1人でも生命に危険のある重篤な患者さんの命を助けるためにも、＃7119の設置をしていただくよう要望いたします。

次に、薬物犯罪について質問します。

近年の社会における薬物事犯は深刻な状況に

あり、大きな社会問題となっています。薬物事犯に関わる主な薬物には、覚醒剤、大麻、コカイン、MDMA等があります。

全国を見ると、それぞれに微増または増加傾向にあり、その入手経路、手口も巧妙化しているようですが、本県における薬物事犯の現状について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 本年の薬物事犯全体の検挙件数は7月末現在で124件、検挙人数は95名となっており、昨年同期比で検挙件数が51件、検挙人数が44名増加しております。

そのうち、覚醒剤事犯は30件19名、大麻事犯は92件75名、大麻を除く麻薬等事犯は2件1名を検挙しております。

大麻事犯につきましては、本年7月末現在の検挙件数、検挙人員は、昨年同期比で36件42名増加しております。

○野崎幸士議員 本県でも、それぞれの薬物が全国同様、増加傾向にあるようですが、答弁にありましたように、特に増加しているのが大麻のようです。

調べたところ、警察庁の統計によると、昨年、違法薬物事件全体での摘発は1万3,462人、前年度比で132人増です。このうち、大麻は5割を超え、うち20歳未満の少年は約2割を占めています。大麻を初めて使用した年齢は、20歳未満の少年が過半数に上り、2017年の調査時より13%増加するなど、若年化が進んでいるようです。

本県でも、今年5月には、大麻を所持した疑いや譲り渡した疑いで高校生2人が逮捕され、6月には、大麻を有償で譲り渡したり使用したりしたとして、児湯郡に住む17歳の少年2人が、そして先月8月には、大麻を使用したとして、日向市の16歳の少女が麻薬取締法違反の疑

いで逮捕されていますが、本県における大麻事犯の年代別検挙状況と20歳未満の検挙人員の推移について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 大麻事犯の年代別の検挙状況につきましては、本年7月末現在、20歳代が46名と最も多く、次に20歳未満が15名、40歳代が7名、50歳代が4名、30歳代が3名となっております。

20歳未満の検挙の推移につきましては、令和2年が9名、令和3年が4名、令和4年が1名、令和5年と令和6年が9名であり、令和7年は既に前年を6名上回っている状況です。

○野崎幸士議員 本県でも大麻使用が若年化していることが分かりますし、その検挙数も既に本年度は昨年度を6名上回っていることから、増加していくような傾向にあります。5月の大麻絡みの高校生の事件、また答弁にあった20歳未満の少年の検挙数の推移をどう感じられるのか、その所見を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県において、20歳未満の青少年による大麻の所持、使用などが増えていることについては、極めて憂慮すべき事態であると考えております。

大麻の所持、使用などは、麻薬及び向精神薬取締法により、拘禁刑もしくは罰金が科せられる犯罪行為であり、また、大麻の使用は、心身の健康に深刻な影響を及ぼすものであります。

現在、インターネット上で薬物に関する誤った情報が飛び交い、また、ネットを通して容易に入手できる状況にあることから、今後も若者への広がり懸念されるため、警察をはじめとする関係機関等と連携を密にし、学校での取組をさらに強化してまいります。

○野崎幸士議員 高校生のたばこの件は耳にし

たことがあります。今や大麻が高校生にも近い存在になろうとしている状況にあると思いますので、警察を中心に連携し、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

警視庁の調査によれば、使用のきっかけは、好奇心、興味本位が約4割と最多で、入手方法についてはインターネット経由が約4割で、半数超がXやテレグラムを利用して、年代が下がれば下がるほど、友人、知人の紹介の割合が増えているようです。

また、大麻に感じる魅力については、全年代で精神的効果を上げる声が多く、加えて10代、20代の回答では、依存性が低いとする誤った認識の割合が他の年代に比べて高かったということです。

このような調査結果からも、まずは違法薬物の入手経路の解明が重要だと思いますが、その取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 違法薬物の入手経路の解明に向けた捜査につきましては、今後の捜査に支障を来すおそれがありますので、詳細にはお答えできませんけれども、被疑者の取調べなど各種捜査を徹底し、入手経路の解明に努めております。

○野崎幸士議員 捜査に支障を来すおそれがあるということで理解しますが、想像するに、入手経路は巧妙化、複雑化していると思います。解明作業は大変だと思いますが、しっかり頑張ってくださいと思います。

入手経路の解明と同様に、特に若年者に対して、違法薬物に対する正確な知識と認識を持ってもらうことは大変重要だと思いますが、学校では、薬物乱用防止についてどのような指導を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校におきましては、児童生徒それぞれの発達段階に応じて、薬物乱用の危険性、有害性に加え、誘いを断る方法を実践的に学ぶなど、保健の授業等において指導を行っております。

さらに、県警職員や薬剤師から、薬物乱用による重大事案や心身に与える影響等について、具体的な事例に基づく説明を受けるなど、危険性をより深く認識できるよう、毎年、薬物乱用防止教室を開催しております。

また、教育委員会では、今年度、薬物乱用防止啓発チラシを全公立学校の児童生徒及び保護者に配布するとともに、授業において効果的に活用できる動画資料を作成するなど、児童生徒一人一人が薬物の危険性について、より正確に理解できるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 薬物乱用の怖さや危険性、将来への影響などが本当に実感できるような指導を行っていただくよう要望します。

大麻を含む薬物乱用は、乱用者の心身をむしばむだけでなく、再犯につながるケースが高いとされています。

特に、検挙された若者に対して、今後の生活、社会復帰を考えると、再犯防止が重要と思いますし、違法薬物に関する正確な情報や違法薬物乱用防止への周知啓発が重要と思いますが、その取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 再犯防止対策といたしましては、検挙された者やその家族に対し、薬物依存からの回復を目的として作成されたパンフレットの交付、依存症回復支援施設や相談窓口の教示を行うなどの取組を実施しております。

違法薬物乱用防止に向けましては、小中高で

の薬物乱用防止教室、大学や民間企業等での薬物講話、広報用チラシ及び動画での広報、SNSを活用した情報発信を行っております。

今後もさらに関係機関と連携を密にし、違法薬物の危険性や有害性についての周知啓発活動を推進してまいります。

○野崎幸士議員 今月3日には、宮崎市の20代の男性5人が、営利目的で大麻やコカインを所持したなどとして、麻薬取締法違反などの疑いで逮捕されています。この5人は、SNSを利用した宮崎市を拠点に活動する違法薬物の密売グループで、宮崎市内の駐車場や道路などで、手渡しで大麻の販売などを行っていたということです。

このように、違法薬物の売買が身近に行われていること、また、若年化が進んでいることから、今後、若者を中心に、社会に違法薬物が蔓延していくことが懸念されますので、違法薬物乱用防止の機運醸成が全県的に広がるよう、警察、教育委員会をはじめ、全庁挙げて取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、中小企業と各地域の商工会の振興について質問します。

中小企業は、日本の全企業数のうち99.7%（約336万社）を占め、日本の従業員の約7割が働いており、雇用の大部分を支えています。

本県では、全企業数の99.9%を中小企業が占め、雇用の94%を担っています。そのうち86.3%が小規模事業者です。こうした小規模事業者は、地域で多様な事業を創出し、地域経済と雇用を支える重要な存在です。

特に、中山間地域においては、生活に欠かせない関連サービスを提供するとともに、様々な行事、お祭りやイベントなどの地域文化の担い手であるなど、地域コミュニティーに欠かせな

い存在です。

国においては、こうした小規模事業者の振興に関する施策を推進するため、小規模企業振興基本計画を定めています。およそ5年ごとに見直しが行われますが、今般その見直しが行われ、閣議決定されました。

計画では、小規模事業者は、人手不足や原材料・エネルギーコスト等の上昇など、急速かつ大規模な経営環境の変化に直面しており、これまで以上に稼ぐ力を高めていく必要があるという認識の下、経営力の向上とそれを支える支援機関の体制・連携強化を目指すこととされています。

そこでまず、小規模事業者が果たしている役割に対する所見とその振興に向けた県の取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 小規模事業者は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献するとともに、地域に根差し、多様な需要に対応した商品やサービスの提供を通じて地域経済を支える、本県にとって欠くことのできない存在であると認識しております。

一方で、小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や深刻な人手不足などにより、大変厳しい状況にあります。

このため県では、小規模事業者の持続的な発展に向け、生産性向上等に向けた企業の稼ぐ力の強化のための支援や、物価上昇分の適切な価格転嫁が図られるための伴走支援、設備投資や経営の安定化等に向けた資金繰り支援など、様々な施策に取り組んでおります。

本県経済のさらなる活性化に向けては、小規模事業者の持続的な成長が不可欠でありますので、引き続き、市町村や商工団体等と連携しながら、地域経済の活力の源である小規模事業者

の振興に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 小規模事業者の抱える課題は、答弁にもありましたとおり、多様化、複雑化しております。それらの課題への対応においては、事業者の一番身近な支援機関である商工会等の役割が重要であります。各商工会等の経営指導員等の業務についても、質、量ともに年々増加し、また高度化し、人員不足が顕在化してきています。

この経営指導員の人件費等については、三位一体の改革等の流れを受けて、県に財源とともに移譲され、地方交付税措置が講じられていますが、この地方交付税措置について、国は、小規模企業振興基本計画の中で必要な措置を講じるとしています。

具体的には、公務員給与の引上げに準じた経営指導員の給与の引上げや、広域的な支援体制の構築などに要する経費の増加を見込み、早速令和7年度の地方交付税で措置されたと聞いていますが、こうした国の動きを踏まえ、経営指導員等の処遇改善などを行う考えはないのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 小規模事業者の支援機関である商工会においては、事業者を取り巻く環境や課題が多様化、複雑化する中で、経営指導員等の業務についても、質、量ともに増加し、人員や支援ノウハウの確保が課題となっていると認識しております。

こうした中、これまでも県では、経営指導員等の給与の引上げや資質向上に係る研修受講などに対し、支援してきたところです。

県では現在、関係機関と連携し、今後の商工会の在り方等を検討しているところでありますが、引き続き、商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な支援に取り組んでまいりま

す。

○野崎幸士議員 今、商工会の在り方等の検討がなされているということで、その内容は知ることにはできませんが、検討会で出た商工会側の現状と意見を真摯に受け止めていただき、持続的に商工会の機能、役割が発揮できるように支援していただくよう強く要望いたします。

さて、県では独自の取組として、商工会の事務局長設置基準を満たさない商工会に対し、令和3年度から地域振興コーディネーターを、そして令和5年度からは名前を変えて事務局コーディネーターを設置し、組織体制の強化を図っています。

設置している商工会からは、経営指導員が事業者の支援に専念できるようになったと大変好評であると伺っていますが、令和5年度から取り組んでいる商工会事務局体制強化事業については、今年度で終期を迎えます。事務局コーディネーターの設置を希望する市町村には、ぜひ継続して設置していただきたいと思います。県の考えについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会事務局体制強化事業では、市町村と連携し、事務局長の設置基準を満たさない商工会に事務局コーディネーターを設置しておりますが、事業期間は今年度までとなっているところです。

県といたしましては、現在、商工会の在り方等について検討を進めているところであり、この事務局コーディネーターにつきましても、その設置による成果や継続に向けた課題などを整理した上で、商工会や市町村などの御意見も踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。

○野崎幸士議員 設置している商工会からは、

商工会の運営が円滑に行えていると評価の高い事業ですので、ぜひこの事業の継続を強く要望します。

次に、商工会館についてですが、商工会館は、業務が行われたり事業者や地域の方々が集まる、地域の中心的な拠点でもあります。

これらを鑑みますと、商工会館は、災害が起きたときには復旧・復興の、そして平時には防災・減災の拠点ともなり得る、非常に重要な施設であると考えます。

しかしながら、県の商工会館を見ますと、老朽化が進み、その状態が十分でない施設が見受けられます。

ただいま、田野町、生目、山之口町、荘内の4つの商工会が、商工会館の現状に対しての支援を要望していますが、商工会館等の施設整備について支援を行う考えはないか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会館等は、中小企業、小規模事業者が気軽に相談できる場であると同時に、地域振興や災害時の支援拠点としても重要な役割を担っているところです。

一方で、商工会館等の施設整備については、人口減少等の社会情勢の変化や代替施設活用の検討の必要性、多額の費用に対する必要な財源の確保など、様々な課題があるものと認識しております。

このため県では、国に対し、商工会館等の施設整備に対する支援の実施を要望しているところであり、引き続き、全国知事会の場合なども活用しながら、国への働きかけを強化してまいります。

○野崎幸士議員 愛知県では、昨年度、この施設整備に係る補助制度を創設しています。財政

が厳しいのは十分理解できますが、地域の中心
的な拠点の一つとして、国にも強く要望してい
ただき、商工会館が安全・安心な環境になるよ
う支援していただくことを強く要望します。

る質問させていただきましたが、
我々自民党会派も、会派で活動している商工会
活性化懇談会で、幾度となく商工会連合会との
勉強会を重ねてまいりました。

7月25日には、我が自民党宮崎県支部連合会
が各団体の要望ヒアリングを行いました。もち
ろん、商工会連合会からも要望をいただきました。
その要望内容を受けて、先日9月5日に、
自民党宮崎県支部連合会から河野知事に要請を
行いました。8月1日には、商工会連合会から
議長宛てに要望書が提出されています。

このように、事業者の一番身近な支援機関で
あるとともに、地域振興にも取り組んでいる商
工会に関し、多くの要望が寄せられているところ
ですが、県は商工会が果たしている役割につ
いてどう考えているのか、知事の所見をお伺い
いたします。

○知事（河野俊嗣君） 商工会は、地域経済を
支える中小企業、小規模事業者の身近な支援機
関であるとともに、事業者と行政との橋渡し役
として、きめ細かな伴走支援に御尽力いただ
いております。こうした献身的なサポート体制
が、多くの事業者の経営安定と発展につなが
っているものと考えております。

また、商工会は、消費喚起の取組や買物弱者
支援など、地域振興の重要な担い手としても多
大な貢献をいただいております。地域にとって欠
くことのできない存在であると認識してござ
います。コロナ禍において、疲弊した地域経済や
社会を支えていただく大きな役割を果たしてい
ただいたものと、そのようなことも記憶に新しい

ところであります。

一方で、商工会は、商工業者数の減少などの
課題に直面しております。こうした中でも、将
来にわたって活力ある地域が持続できるよう、
県では現在、今後の商工会の在り方等につい
て、関係機関と連携して検討を進めていると
ころであります。

県といたしましては、商工会が今後もその役
割を果たし、かつその機能を十分発揮できるよ
う、将来のあるべき姿について検討を進めなが
ら、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 先ほど述べました要望の中
で一番強い要望が、商工会事務局体制強化事業
（事務局コーディネーター）の継続・拡充及び
事務局長の処遇改善に向けた人件費の拡充で
す。今行われている商工会の在り方等の検討会
では、これらが検討されていると思います。お
聞きしたところ、検討会も終盤に差ししかかっ
ているようです。

知事も県内各地域に行かれると感じると思
うのですが、特に中山間地域においては、急速
に少子高齢化、人口減少が進んでいる中で、地
域の活性化、安全・安心な地域づくり、また生
活の営みに、行政と一緒に尽力していただい
ているのは各地域の商工会です。

先ほどの知事の答弁にもありましたように、
商工会は地域に欠くことのできない存在です。
また、地域の商工業が将来にわたって持続で
きよう、商工会の機能を発揮し続けなければ
なりません。こういったことを今回の質問で知
事が御理解いただいていると改めて確信いた
したので、商工会のあるべき姿をしっかりと
進め、つくり上げていただくよう強く要望いた
します。

現在、県内には、全県各地域に35の商工会が

あり、商工会法が昭和35年に施行されて以降、各地域の商工会は創立していきました。昭和35年ですから、今から65年前になります。各地域の商工会は、創立以来、約60年以上の間、地元地域の商工業の発展に尽力しながら、地元雇用・経済を支えてきました。同時に、この長い年月、地元地域と行政と密着しながら、活気ある安全・安心な地元地域づくりにも尽力していただいているわけです。

もちろん、商工会は補助事業の予算をいただく側ですが、その補助事業、予算が商工会の運営を助けるとするならば、その地元地域も助けるのと同じだと思います。一つの事業、予算がその団体と各地元地域の発展につながっていることを御理解いただきたいと思います。

今回は商工会を中心に質問させていただきましたが、他の団体でも地元地域の発展に強く結びついている団体があります。

財政が厳しいのは十分理解していますが、地元地域と密着しているそれぞれの団体の運営が厳しくなれば、今までやれていた、またできていたことができなくなり、行政運営にも様々な影響が出てくると思いますので、商工会をはじめとするそれぞれの団体からの要望には、真摯に耳を傾けて支援していただくよう強く要望いたします。私の全ての質問を終わります。よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、渡辺正剛議員。

○渡辺正剛議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎県議会東諸県郡選出の渡辺正剛でございます。通告に従いまして、これより質問をさせていただきます。

今回が3月に続きまして2度目の一般質問となります。本日も議場並びにインターネット配

信で、国内の各地、また海外からもマニラ、バンコクと多数傍聴いただいております。誠にありがとうございます。

私は昨年9月より県議会議員としての活動を開始し、ようやく1年が過ぎたところであります。この間、国政選挙をはじめ、本県の地方議会や首長の選挙も数多く実施され、日本の政治風土は大きく変わろうとしています。

国際情勢も、トランプ関税や長引くロシア・ウクライナ戦争、イスラエルを取り巻く中東不安、また中国による台湾有事の懸念等、いずれも我が国に深刻な影響が及ぶ事案ばかりで、片時も目を離せない状態が続いております。

このような事態が地方における行政へすぐに影響を及ぼすわけではないかもしれませんが、我が国が抱える待ったなしの重要な政治課題、例えば、食料安全保障や少子化といった問題は、これらの要因とは関係なく、地方行政においても、改善に向けて独自に力強く進めていかなければならないものだと考えます。

私はこの1年間、商工建設、厚生両常任委員会や、カーボンニュートラル、外国人材確保・雇用対策の特別委員会での現場調査に加え、多くの業界の方からいろいろな話を伺う中で、あまたある課題の中で優先的に注力していくべき課題は、農業に関わる課題と少子化だと考えるに至りました。

それはなぜかという、両件とも我が国の存亡に直結する問題だからであります。もちろん、ほかの分野をないがしろにするということではありません。しかしながら、ある分野に特別に力を注ぐということは、ほかの分野にどうしても何がしかの痛みが生じるということでもあります。そうでないと、結局、総花的になってしまい、組織全体としての活力や方向性が失

われてしまうことになってしまいます。

民間企業の経営者は、常に事業を取り巻く環境の動静を見ながら、次の一手を考えなければ務まりません。まさに選択と集中であります。

手前みそで誠に恐縮ですが、私の前職である日本製鉄によるＵＳスチールの買収なども、選択と集中の特徴的な例だと思います。

民間企業の経営と行政の行為を同列に語るわけにはいかないとは思いますが、将来を俯瞰しつつ、もろもろの課題に優先順位をつけた上で人材と資金を使うという組織運営は、経営者や首長に共通して求められるマネジメントの基本だと思います。

さて、農業についての話ですが、我が県は国内有数の農業県であり、生産額ベースの食料自給率は全国で第1位、253%という輝かしい数字を誇っております。しかしながら、現状は農業が魅力ある産業とはなかなか言えず、多くの事業者の方々が、事業の継続、後継者の確保に大変な苦勞を強いられております。

今年になって世の中の大変な注目を集めた米にまつわる様々な課題は、実は米だけではなく、ほかの農産物や畜産物についても共通する問題であります。すなわち、農畜産業が事業者にとって魅力ある事業とならない限り、我が国の食料安全保障は担保されないということになります。

国も昨年来の議論を踏まえ、今年6月に法律を整備し、来年4月より事業者の生産コストを踏まえた価格形成を可能とすることとしました。この法律をいかに有効に運用するかが極めて重要なわけですが、本件につきましては、後ほど質問させていただきます。

それでは、これより質問を始めます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺い

し、その後、各執行部ごとに質問させていただきます。

知事の政治姿勢についてであります。一昨日の代表質問で日高博之議員が十分に問いかけをされていらっしゃるしますので、私は少し控え目に質問させていただきたいと思います。

県政マネジメント上の核心である予算編成について伺います。

我が県の一般会計当初予算は、年度ごとに多少の違いがありますが、おおむね6,000～7,000億円程度であります。予算編成は、各執行部から上申される予算案を財政部門が審査、折衝し、知事が了承した後に議会に諮るという流れが通常の流れであります。

県のマネジメントの対象は公共事業そのものですから、民間会社のマネジメントとは異なっております。当たり前ですが、税収の伸びに限度がある中で、政策にひものついためり張りのある予算措置は、首長の意思を反映する絶好の機会でもあります。

その意味で、本県の過去10年間の各部局の予算レベルを見たところ、部局ごとに前年比で2桁、すなわち10%を超える増減措置が行われたのは、コロナ対応関連がほとんどであり、定常の予算では、あまり大きな変動は見受けられませんでした。

本県は現在、日本一挑戦プロジェクトと銘打って3つのプロジェクトを進めております。

いわゆるプロジェクトと呼ばれるものは、限られた時間の中で目標とする成果を定め、それを達成するために必要となるお金と人材を投入し、プロジェクトリーダーは、進捗状況を注視しつつ、完成までの工程の中で資源の過不足をチェックし、不足しているようなら追加投入して完成を期すものと言われております。

日本一生み育てやすい県を実現するためには、子育て世代への熱いサポートが必要であることは絶対的な条件です。本県でもその一環として、給食費の無償化が進められていますが、自治体によって、完全無償化、一部無償化と地域格差が生じています。

本県のプロジェクトリーダーはまごうことなく知事であられるわけですが、3つの日本一挑戦プロジェクトの中で、特にさきに述べた少子化への対応、すなわち日本一生み育てやすい県を目指すという子ども・若者プロジェクトの目標達成に向けて、どのように取り組んでいかれるのかを知事に伺います。

また、日本一生み育てやすい環境を目指すと言うのであれば、予算編成の段階で、ほかの部局の予算を削ってでも、県内全域での給食費の小中学校完全無償化を目指すべきだと思いますが、その決断ができるのも知事だけでございます。その覚悟がおりなのか、小中学校の給食費無償化について、知事の考えをお伺いいたします。

本件は、これまでも永山議員、脇谷議員から質問されていますが、知事や執行部からの答弁は、国の制度設計を待つというものでした。これでは日本一を目指すとは到底言えないのではないのでしょうか。知事の前向きな答弁を期待いたします。

以上を壇上よりの質問とし、以下は質問者席からの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、子ども・若者プロジェクトの目標達成に向けた取組についてであります。

出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、様々な段階がある中で、昨年度から本格展開しており

ます子ども・若者プロジェクトでは、これまで、ひなたの恋 応援アンバサダーによる出会い・結婚を社会全体で応援する機運の醸成や、男性の育休取得を進める企業等への奨励金支給による共働き・共育てしやすい環境づくりなどに取り組んでおります。

さらに、今年度からは、九州初となるマッチングアプリの利用料等支援や、国に先んじて実施します第2子保育料の負担軽減、本県独自の放課後児童の居場所の確保など、御指摘がありました予算額も含めて、これまで以上に踏み込んだ施策にも取り組んでいるところであります。

少子化対策は、本県が持続的に発展していくための最重要課題でありますので、日本一生み育てやすい県の実現という目標の達成に向け、出生数や婚姻数の減少傾向に歯止めをかけるべく、強い覚悟を持って全力を尽くしてまいります。

次に、小中学校の給食費無償化についてであります。

小中学校における給食費の保護者支援につきましては、実施主体である市町村におきまして、学校や地域の実情を踏まえて行われているところであります。

県としましては、これまで、学校給食費の負担軽減が効果的に行われるよう、給食費補助の情報提供や市町村担当者会における情報交換等を行ってまいりました。

子供・子育て支援を目的とした給食費の無償化につきましては、財政力に応じて地域間格差が生じないように、また、一時的な措置ではなく、長期的な視点での切れ目のない支援が必要であることから、国が責任を持って取り組むべきとの要望を行っているところであります。

文部科学省の令和8年度概算要求におきまして、給食費無償化についても事項要求となっておりますことから、今後の動向を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺正剛議員 御答弁ありがとうございます。子ども・若者プロジェクトの担当部門であるこども政策課の予算は、ここ数年、増えてきておりますが、ぜひ増額基調を維持拡大していただき、日本一生み育てやすいという言葉に負けない意思を示していただくようお願いいたします。

また、給食費無償化の件ですが、今回の知事の御答弁は、これまで同様、国による制度設計を求めるものとなっております。一方、全国の1,794の自治体に対し文部科学省が令和5年に行った調査では、実に547の自治体が既に小中学校の給食費を無償化しております。

この現実からは、本県の対応はやや遅きに失しているのではないかと思います。無償化のためには、ほかの予算を見直す必要が生じますが、痛みを伴う決断ができないと前には進めません。ぜひ早急かつ思い切った決断をお願いしたいと思います。

さて次に、いわゆるプロジェクトの定義は先ほど述べたとおりですが、本県が進めている日本一挑戦プロジェクトは、いずれも簡単には成果が得られない地道な施策の積み重ねが求められるものばかりです。

様々な取組を進める最前線である各部局の長は、まさに前線の司令官であるわけですが、ほとんどの場合、その司令官が2年で交代するのが通例となっております。

私の例で甚だ恐縮ですが、私は45年間のサラリーマン生活の中で、部を超える異動は6回しかありませんでした。一番長い部署では、15年

間、同じ分野で、同じ上司と仕事をしておりました。どんな組織でも部下は上司を選べないと言いますが、15年も一緒に仕事をすると親子のような関係になり、あうんの呼吸で仕事ができるようになります。

もちろん、民間と公職とを同じ物差しで測ることは適当ではありませんが、それにしても2年というのはあまりに短過ぎるのではないかと思います。着任した1年目は前年からの計画を見て検討し、改善点や新たな施策を2年目に盛り込んでも、その結果を見ることなく、2年たったら異動となるということでは、司令官の意思や意見が反映できないと同時に、結果の責任も曖昧になってしまいます。

部局長の人事異動が早過ぎるのではないかと思います。政策を立案、推進するためには在職期間を長くすべきではないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 部局長につきまして、多様な県民ニーズに的確に対応するため、県政全般を俯瞰する広い視点を持ちながら、各分野を統括、指揮する大変重要なポストであります。そのため、豊富な知識、経験のほか、迅速かつ的確な判断力や行動力、さらには優れたマネジメント能力が求められております。

そのような認識の下、これまでの経験を踏まえつつ、適材適所により人事配置を行っているところであります。

県職員の人事ローテーションの期間については、担当者について、短過ぎるのではないか、もっと長くすることによって経験を積んだ専門的な人材を育成すべきではないか、そういう意見を聞いたことはありますが、今回、部局長についての御指摘であります。

いずれにせよ、多様な経験を積むことによる

キャリア形成という意味もありますし、組織の新陳代謝という意味もある。そのローテーションを長くするか短くするか、様々な観点からの検討が必要であろうかと考えております。

部局長に関し、在職期間を長くし、新たな施策の打ち出しやその具体的な推進に当たる、そのような考え方があるということも承知しておりますし、今の議員の御指摘というものを我々十分そしゃくしながら、今後とも引き続き、その時々 of 県政が直面する課題や人事の状況等も踏まえながら、適切に判断してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。在職期間について適切に判断いただけるということですが、本来部局長は知事の右腕とも言えるポストです。以前は50代半ばで部長に就任するという例もあったようですが、ぜひ、画一的な異動ではなく、仕事の継続性や達成度といった面にも留意した異動の判断をよろしく願いしたいと思います。

次に、県が婚活サポートとして実施している宮崎県結婚支援サービス利用促進事業補助金についてでございます。

この補助事業ですが、対象年齢が18歳以上39歳以下となっています。このサポートが、婚姻数の増加、ひいては少子化対策の一環としての意味合いを持つということなら、年齢の設定が現代の実情には即していないのではないかと思います。近年では、40代はもとより、50代での出産事例もあることに加え、男性の場合も39歳以下という制限に意味があるとは全く思えません。

結婚支援サービス利用促進事業の補助対象年齢を見直す考えはないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本事業は、結

婚を希望しながらも、具体的な活動には至っていない県内の独身者に対して、マッチングアプリや結婚相談所など、結婚支援サービスの利用料を補助することで、その活動を後押しすることを目的に、今年度から新たに取り組んでいるものであります。

本県の婚姻者数のうち、8割以上の方が30歳代までに成婚している現状を踏まえまして、より効率的、効果的な施策を講じるという観点から、補助対象年齢の上限を男女ともに39歳としております。

補助対象年齢の見直しにつきましては、議員御指摘のような事例等もあることから、今後、今年度の実施状況も踏まえながら、本事業が婚姻数や出生数の増加に着実につながるよう研究してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。つい先日、有名な俳優夫婦の第1子誕生のニュースが流れました。父親は56歳、母親は43歳です。父親の「自分はオールドルーキー」という実にほほ笑ましい本人の言葉に思わず拍手したくなった次第です。39歳という制限は改めて意味がないと思いますので、早急な見直しをお願いしたいと思います。ちなみに、私も67歳でオールドルーキーの議員になりましたが、まだまだ頑張りたいと思います。

次に、農政水産部門への質問です。

冒頭に、来年4月から施行される食料システム法について、具体的な運用が極めて重要であると申し上げました。この法律は、生産者と仲買、流通業者等の関係者で構成されるコスト指標を作成する団体を農水省が認定し、その団体がコスト指標を作成、公表し、コスト指標の変動を基に価格交渉が行える環境を整備するとされています。

昨年に続き、今年も猛暑となっておりますが、猛暑の影響は生産者にとって収量の減少という形で現れる一方、生産にかかるコストは増えこそすれ下がるわけではありませんので、引取り価格が上がらないと、生産者は利益どころか大きな赤字を負担することになってしまいます。昨年は、仲買の団体に引取り価格を上げてもらえないという、まさにこの状況となり、多くの生産農家が大変なダメージを受けました。

このような状況の改善に行政が関与しない、応えられないというのであれば、農業県の施政部門として仕事をしているとは言えません。

食料システム法が来年4月から施行されますが、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた協議が円滑に行われるよう、県はどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 議員御指摘のとおり、食料システム法により、農業者、食品等事業者、消費者などの相互理解の下、農産物の生産コスト等が価格に反映される仕組みが機能すれば、農業者の所得確保や食料の安定供給につながるものと考えております。

現在、国では、来年4月の施行に向け、価格交渉の材料となるコスト指標の作成対象品目や、取引条件を一方的に決定しないといった望ましい交渉の進め方が議論されております。

県としましては、価格形成に向けた協議が円滑に進むよう、国と連携し、今後、制度やコスト指標等について、売手側、買手側の双方に対し、様々な機会を捉え、周知するとともに、消費者等に対しても、生産コスト等への理解醸成を図ってまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。繰り返になりますが、従業員を雇用して事業を行っている農家は、つい最近決まりました最低

賃金の引上げの経営に対する影響もあり、この法律の効用を固唾をのんで見守っています。国が主導するとはいえ、農業県と言われる本県の農家の方にとって極めて重要な意味を持つ法律ですので、ぜひ丁寧なフォローをよろしくお願いいたします。本件は今後、私も継続して注視させていただきますつもりであります。

次に、米についてであります。

私の地元の米農家から、温暖化により、収量減少や品質低下などの影響を受けていると聞いております。本県では、早期水稻刈り入れ後のいわゆる二番穂の収穫は、これまで一般的に行われてきました。コンバインでの刈取りが難しい面がある一方、植え替えなしでの再生二期作である程度の収量が確保できるようになれば、農家にとっても経営的に大きなアドバンテージとなり得ます。

そこで、本県における米の再生二期作技術の導入について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 米の再生二期作は、稲を収穫した後に刈り取った株を再び育てて、2度目の収穫を行う生産技術であります。この技術は、国の研究等によりますと、一期作と二期作の合計収量が通常約1.5倍となる一方で、一期作目の収穫を通常よりも高い位置で刈り取る必要があり、一般的に普及しているコンバインが利用できないことや、年によって収量がばらつくといった課題も指摘されております。

本県は、東北地方等と比べ、二期作目に必要な気温を確保できる気候であります。技術の導入には、水利権の調整や品種の選定、収量に見合った土づくりなど、検討すべき課題もあるため、生産者や関係機関の意見も踏まえ、導入の可能性について研究してまいります。

○**渡辺正剛議員** ありがとうございます。技術的にも環境的にも解決すべき課題がありますが、期待できる成果も大変大きいので、引き続き、関係先と連携の上、実現に向けてよろしくお願いいたします。

次に、商工観光労働部門に伺います。

県は、インバウンドを含む県外からの観光客が本県に滞在せず、他県へ移動している現状を打開するため、複数の観光ポイントを結ぶ周遊観光という視点を打ち出しています。

この考え方自体は大変有効であると思いますが、観光客にとって限られた時間の中で、自ら複数の観光ポイントを周遊するには、レンタカーを借りるしかなく、免許を持たない人や高齢の観光客にとっては、いささかハードルが高いものとなっています。

県では今年から、外国人向け1日バス乗り放題デジタル乗車券の補助を始めましたが、通常の路線バスでは時間がかかり、地理に不慣れた外国人には、とても周遊はできません。インバウンド観光客、特に東南アジアの方々は、日本の城や寺社仏閣、古墳といった歴史遺産に大変な興味を持っています。これらを組み合わせた観光ルートを整備し、効率的な移動手段を提供できれば、大いに観光客の増加を期待できると思います。

インバウンドの誘客促進のため、周遊観光の取組を推進すべきと考えますが、今後の県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○**商工観光労働部長（児玉浩明君）** インバウンドの誘客促進や消費額拡大を図るためには、県内の魅力的な観光資源をつなぎ、広域周遊を促進する取組が重要であります。

このため県では、今年度、路線バスで県内の主要観光地の周遊が可能となるデジタルチケッ

トを造成し、6月から販売を開始したほか、隣県からの周遊を促進するため、鹿児島空港と宮崎駅を結ぶ高速バスの実証運行を7月から開始しております。

また、外国人旅行者の利便性向上のため、宮崎空港の国際線発着時刻に合わせた、空港と宮崎市内を結ぶバスの運行に向けた準備を進めております。

これらの取組と併せ、外国人旅行者のニーズを踏まえたモデルコースの設定や旅行商品の作成などに取り組み、さらなる広域周遊につなげてまいります。

○**渡辺正剛議員** ありがとうございます。他県における最近のインバウンド観光客の傾向として、有名観光地に加え、地方の観光ポイントへの訪問が増加しております。本県に点在する観光資源を周遊するメニューを企画し、それに対する補助を行うことで、本県を訪れるインバウンド観光客の増加がかなり期待できるのではないかと思いますので、具体的な検討をぜひお願いいたします。

次に、外国人材の活用について伺います。

本県でも他県同様、様々な職種で外国人材の募集、採用が行われていますが、特に昨年、特定技能での採用が可能となった運転業務について、他県では、佐賀県のように、自治体が在留資格を持つ外国人材をドライバーとして受け入れる会社への補助事業を開始している事例があります。

中小の事業者では、言葉の問題やビザ取得の煩雑さ等の理由から、採用を行えていない実態もあります。本県でも既に、畜産飼料の運搬分野で運転手不足が顕在化しており、将来的に大きな不安材料となっております。

本県は、既存の運送事業者に対し、従業員の

免許取得や労働環境改善を目的とした補助事業を開始していますが、将来的には、外国人材の採用がないとドライバーが不足するのは明らかです。

物流業界における外国人ドライバー確保の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 議員御指摘のとおり、物流業界は深刻なドライバー不足にあることから、国は昨年3月、特定技能制度の対象に、新たにトラックドライバーを含む自動車運送業分野を追加したところであります。

これにより、一定の技能や日本語能力を有していれば、外国人材の活用が可能となったため、県内におきましても、県トラック協会がトラック運送事業者を対象に、外国人の受入れに向けた研修会を開催しております。

県としましては、県トラック協会と連携し、他県の事例等も参考にしながら、外国人ドライバーの受入れ促進を図るなど、外国人を含むドライバーの確保に向けた取組を進めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。ドライバーとしての外国人材の確保は、ほかの職種同様、今後ますます獲得競争が激化すると思われます。他県に後れを取ることのないように、迅速な対応をお願いしておきたいと思えます。

次に、県土整備分野について伺います。

周遊観光の戦略性については先ほど触れましたが、私の地元であります国富町と綾町には、まさにこの周遊観光を可能とするルートがございます。県道綾法ヶ岳線ですが、現在は、綾から国富の法華嶽方面へ向かう道路が、途中からセンターラインのない狭隘な道路のままとなっています。

この道路は、綾側は、小田爪運動公園や素泊まりプランが最近大ブレイクしている宿泊施設の綾川荘、国富側にも、法華嶽公園や日本三大薬師の一つである薬師寺といった観光ポイントがあり、双方をつなぐ道路が整備されれば、観光客の往来は間違いなく増加すると考えられます。

先月の27日には、両町の町長が県庁を訪れ、要望書を提出しておりますが、県道綾法ヶ岳線の道路整備について、どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道綾法ヶ岳線は、周辺の道路ネットワークと連携し、国富町と綾町が有する豊かな自然や観光資源をつなぐことで、広域観光ルートを形成する大変重要な路線であります。

一方で、当該路線の一部では、幅員が狭くカーブが多いため、普通自動車とマイクロバスの擦れ違いが困難な区間があります。

このような中、8月に国富町、綾町とともに現地調査を行っており、整備の必要性について改めて認識したところです。

県としましては、地域経済の活性化や観光誘客の促進に向け、どのような道路整備が望ましいか、国富町、綾町からの意見も伺いながら、今後、交通量や利用状況などの調査を行い、整備に向けた検討を進めてまいります。

○渡辺正剛議員 整備に向けた検討を進めていただけるということで、誠にありがとうございます。本路線開通後は、現在、ハーフで実施されている綾の照葉樹林マラソンのフルマラソン化やサイクリングロードとしての利用等、観光資源として地域のさらなる魅力向上にも大きく寄与できますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、綾北川水系で最上流にある田代八重ダムの土砂堆積状況について伺います。

ダムは通常、100年で堆積する土砂の量を見込んで設計されています。地域によって土質等の違いにより堆積量に差が生じるのは自明ですが、田代八重ダムにおける堆積土砂の対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 田代八重ダムにおきましては、ダムの貯水容量に影響を及ぼす土砂の堆積が確認されております。このため、令和2年度から緊急浚渫推進事業を活用し、これまでに1万2,000立方メートルの土砂の除去を行ってきたところです。

今年度は、除去した土砂を処分する土捨場の準備が整い次第、約7万立方メートルのしゅんせつを進めることとしております。

今後とも、洪水被害の軽減を図るため、計画的に堆積土砂の除去を行い、治水機能の確保に努めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。定期的なしゅんせつによりダム機能の維持が確保されているということで、流域の住民の方も安心できると思います。引き続き、安全重視の維持管理をよろしくお願いいたします。

次に、綾北川、本庄川の汚濁問題につきまして伺います。

本年3月の私の一般質問に対する答弁の中で、上流での水質モニタリングを本年度から開始するとありましたが、綾北川、本庄川における濁水モニタリングの進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 綾北川、本庄川における濁水の軽減対策につきましては、昨年度、庁内の関係3部局で立ち上げた濁水対策ワーキング・グループ会議において、濁水発生

状況をより詳細に把握するため、これまで各ダムで行ってきた濁水モニタリングの調査範囲をダム上流域まで拡大することとしました。

また、モニタリングを実効性のある調査とするため、宮崎大学と連携して、観測地点や観測項目を選定し、綾北川の田代八重ダム上流域で2か所、本庄川の綾南ダム上流域で2か所の合計4か所において、今月から河川水位や濁度などの観測を開始したところです。

今後、データの蓄積を続け、分析を行うなど、宮崎大学をはじめ関係部局と連携し、引き続き濁水の軽減に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。このモニタリングの結果を基に、将来、効果的な濁水対策が立案できることを祈るばかりです。

県内には、上流域の土質が原因で濁水が発生している河川がほかにも幾つか確認されています。モニタリングの継続に加え、抜本的な対策についても、他県の例も含め、調査検討をお願いいたします。

次に、福祉保健部に伺います。

介護人材の不足は今後ますます深刻化し、今から15年後の2040年には、全国で40万人という思わず耳を疑う数の介護人材不足が生じると言われています。本県でも僅か数年後に1,000人規模での不足が予想されており、いわゆる介護難民の発生が危惧されるところであります。

この事実を知って、自分も難民にならないよう、日頃から健康維持に努めないといけないと思いはじめたところであります。議員の皆様もぜひお心がけください。

この分野における外国人材の登用は、2008年のEPA、いわゆる経済連携協定に基づく人材受入れ事業に端を発しており、これまでに、インドネシア、フィリピン、ベトナムから8,000

人近い人材が介護士として来日しています。九州各県にも、福岡を中心に、この制度を利用した介護士が来日していますが、残念ながら宮崎では採用事例がほとんどないのが実情です。

この分野では、2017年から技能実習生、2019年からは特定技能としての滞在も認められるようになり、EPAと併せて、日本全国では2万人近い外国人材が介護士として勤務しています。

さきに述べた15年後の介護士不足を考えると、今後ますますこの分野での人材獲得競争が激化することになると思われますが、外国人介護人材確保に係る県内事業者へのサポートをどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の外国人介護人材は、令和6年12月で718人と、1年間で約2倍増加しており、その重要性が増しているところでございます。

県では、令和6年度から、事業所と外国人材のマッチング支援を行うとともに、より積極的に人材確保に取り組むため、海外現地で宮崎での介護の仕事をPRする事業を実施しております。今年度は、インドネシアにおいて、介護事業所とともに5か所の送り出し機関を訪問し、学生へのPRや、経営者等と意見交換を行ったところであり、実際に参加事業所が外国人材受入れに動き出したと伺っております。

県としましては、PR事業を通して、現地の送り出し機関等との連携を深めながら、介護事業所へのさらなる支援に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。8月に実施された現地訪問は、県が主体となって県内の事業者を引率する形で実施されており、画

期的な企画だと思います。成果もすぐに現れているようですから、ぜひ継続して実施していただくとともに、企画内容や実施要領について、他部門へのシェアもよろしくお願いいたします。

次に、危機管理部門へ伺います。

南海トラフ地震や大雨災害等、避難が必要となる災害発生時の避難所におけるQOL、すなわち生活の質の確保は、避難後の安全・安心を維持する上でも重要な課題であり、国もスフィア基準に基づいた取組指針を設けています。その一環としてのバリアフリースイールの準備状況について伺います。

各自治体が指定する避難所におけるバリアフリースイールの有無については、ホームページで確認できますが、当該避難所に避難できない方や施設数の不足等に対応するために、昨年来、全国7か所の自治体で、トレーラーに設置されたバリアフリースイールの導入が行われています。この設備は移動が容易であるため、災害時はもとより、自治体を実施する様々なイベントにも供用できることから、平常時での利用も期待できます。

災害時などにも活用可能なバリアフリーに対応したトイレカーの導入予定について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 避難が長期化する大規模災害時における災害関連死を防ぐためには、避難所の環境整備は大きな課題であり、高齢者や障がい者にも使いやすいトイレの確保は大変重要であります。

このため県では、市町村の指定避難所となっている県立学校などの県有施設において、断水時にも使用可能なバリアフリー対応のマンホールトイレを整備するなど、市町村と連携して避

難所のトイレ環境の改善を進めているところです。

また、災害時における広域での使用や、平時の防災イベントでの活用を想定し、バリアフリー対応ではありませんが、小回りの利くトイレカーを今年度中に3台導入することとしております。

バリアフリー対応のトイレカーの導入については、車両の機動性や価格面において課題がありますことから、他県の事例等も踏まえながら、引き続き研究してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。他県の事例も踏まえるということであれば、他県では既に導入済みですので、本県で導入する判断は予算上の問題ということでしょうか。南海トラフへ万全の備えが必要な本県ですので、ぜひ補正予算に計上していただき、導入に向けてかじを切っていただくよう要望いたします。

次に、国スポ・障スポ局に伺います。

2027年9月の開催まで、間もなく2年になろうとしています。様々な競技施設の準備工事も始まっていますが、大会期間中の想定宿泊者数と宿泊施設、輸送対策について伺います。

宿泊施設については、昨年、川添議員からも質問されており、そのときの答弁では、宿泊施設数はおおむね足りているとの回答でした。また、輸送・交通対策については、今年2月に永山議員からも質問されており、そのときの答弁では、開・閉会式の選手や監督などの基本的な計画について策定済みであるとの回答でした。

これから競技別の来県者数や行程も明らかになってくる中、宮崎国スポ・障スポの選手や監督など、大会参加者の宿泊・輸送対策について、国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮

崎国スポ・障スポの大会参加者の宿泊・輸送対策につきましては、これまでの調査や各基本計画等を基に、段階的に準備を進めているところです。

宿泊につきましては、先般決定した大会会期等を踏まえ、現在、宿泊施設の提供可能な客室数の調査を実施しており、その結果に基づき、宿泊の割り振りを行うこととしております。

輸送につきましては、大会会期等を基に、各県に対する第1回目の来県時期や人数等の照会を行っているところであり、宿泊先と連動した第1次の輸送計画を策定します。

今後は、大会に向け、それぞれさらに精度を高めていくとともに、宿泊の割り振りや輸送に関する情報等を一元管理する配宿・輸送センターを設置するなど、万全な宿泊・輸送対策に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。本件は、一昨日の代表質問でも質問された内容です。現在、旅行業者やバス会社と共同して、個別競技ごとの日程に合わせ、宿泊人員の確認作業を行っているということですが、もともとの宿泊施設数と全競技の宿泊者数には相当な乖離があったようですので、ぜひ慎重な確認作業をお願いしたいと思います。

次に、企業局の電気事業について伺います。

現在、改修工事が進んでいる綾第二発電所における大規模改修工事の進捗状況と、改修後の発電原価及びその経済性について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 綾第二発電所大規模改修工事の今年8月末時点の進捗率は28.9%であり、令和9年度の工事完成に向けて、おおむね予定どおり推移しております。

次に、改修後の発電原価でありますが発電

原価は、1キロワットアワーを発電するために必要な費用であり、そこには、建設費などの資本費と、人件費や修繕費といった運転維持費などが含まれます。

国は、中規模水力発電所の発電原価について13円と試算しておりますが、綾第二発電所の改修後の発電原価は9円台で推移する見込みであり、経済性の面においては、標準的な発電所に比べて優位にあると考えております。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。改修後の発電原価が高い競争力を有しているということです。今後の設計変更等で改修工事費が増額となる可能性もありますので、ぜひ予定工期どおりの竣工に向けて、監督のほどよろしくお願いいたします。

綾北川、本庄川の濁水問題については、綾第二発電所の影響だけによるものとは言えませんが、ダムにより濁水が長期化し、河川環境に影響を及ぼしていることは否めません。これまで、企業局による内水面漁業協同組合連合会への受託事業に対する費用負担は行われてきていますが、漁獲高は回復せず、組合員は減少の一途をたどったままです。

改修工事が完了し、綾第二発電所運転開始後、河川環境保全として費用負担を積み増していくことの可能性について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 河川を活用して水力発電を行っております企業局としましては、地元の皆様の理解のため、河川環境の保全に一定の役割を果たしていく必要があると考えております。

このため、以前は小学生による稚魚放流体験を実施しておりましたが、令和2年度からは、農政水産部が県内各地の河川で行う内水

面資源調査や稚魚放流などの取組に対して、費用負担を行っているところであります。

綾第二発電所の大規模改修工事により、令和9年度までは厳しい経営状況が続く見込みですが、その後は、内水面資源対策や濁水モニタリングなど、関係部局と連携し、その充実に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。地元住民や漁業者にとって、河川環境の保全は大変重要な話ですので、ぜひ継続して取り組んでいただくようお願いいたします。

最後に、総合政策部に伺います。

今回の私の質問の中で、外国人材につきましては、複数の分野で必要となり、しかも将来的には獲得競争が生じる可能性について言及させていただきました。

これまでの県の取組は、相談窓口や伴走支援といった事業者へのサポートという姿勢だったと思いますが、今後は、各部局が行う外国人材の獲得に関わる全ての事業を統合し、事業者に働きかけていく攻めの組織を整備することが重要ではないかと考えます。

7月に外国人材受入・定着支援センターが設立されていますが、受入れ・定着ではなく、獲得・定着という姿勢が必要だと思います。

最近、総合政策部内に、各部局で進められている外国人材に関する施策を取りまとめる担当者が設置されたようですが、他県では既に課レベルで活動を強化している自治体も出てきています。農政や交通といった分野を含め、総括的に推進する外国人材リクルート推進課といったような組織投資が必要だと考えます。

外国人材確保のため、組織体制を強化していくべきだと考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 人口減少が進む中、国内外における外国人材の獲得競争に先んじるためには、県の関係部局が密に連携し、様々な取組を推進する必要があると考えております。

このため、今年度から、総合政策部内に外国人材の受入れ・確保に係る司令塔の役割を担う担当を設置し、総合的な推進体制を強化したところであり、支援の拠点となる宮崎県外国人材受入・定着支援センターを開所するなど、産業分野を横断した取組を着実に進めております。

また、外国人材に係る市町村や関係団体との連携を深めるため、情報共有や意見交換も密に行っているところです。

今後とも、外国人材の確保に向けて、国の動向や様々な課題に対応できるよう、各部局や関係機関が一体となって、しっかり取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。外国人材の獲得競争に後れを取ってしまうと、人手不足が生じる全ての職種で住民に対するサービスが低下する、また、企業活動にも支障を来すということになってしまいます。

これまでのようなサポートや相談を受けるといったような考えではなく、8月に長寿介護課が実施した、県内事業者を帯同して現地に行き、送り出し側と受入れ側を直接引き合わせることで人材獲得を促進するといった、主体的な動きを統括する組織をぜひ検討いただきたく要望いたします。

以上、知事の政治姿勢をはじめ、各部局へ17問ほど質問させていただきました。私の質問に対し、県の取組を丁寧に説明いただいた部局の皆様にご礼申し上げます。

最後になりますが、これまでの部局の皆様と

のやり取りの中でよく聞く言葉は、「他県の例も参考に」と「関係先とも連携し」というものです。これは前向きに捉えれば、先例を調べ、失敗しないように慎重にということであり、この意味では責められるものではありませんが、何事にもスピード感を求められる現代では間尺に合いません。

組織の責任は長が負うものです。「俺が責任を取るからやってみろ」という長が今後、県庁内で増えていくことを期待して質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、16日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

